

# 令和3年第1回定例会（6月議会） 福祉環境委員会（分科会） 会議録

書記 山崎裕介 録

招集年月日時 令和3年6月15日（火曜日）

予算特別委員会終了後

招集場所 議事堂 福祉環境委員会室

本定例会（6月議会）における案件（委員会）

## 1 議案第143号

秋田県救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

## 2 議案第144号

秋田県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

## 3 議案第145号

秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

## 4 議案第146号

秋田県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

## 5 議案第147号

秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

## 6 議案第148号

秋田県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

## 7 議案第149号

秋田県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

## 8 議案第150号

秋田県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

## 9 議案第151号

秋田県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

## 10 議案第152号

秋田県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

## 11 議案第153号

秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

## 12 議案第154号

秋田県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案

## 13 議案第155号

秋田県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例案

## 14 陳情第1号

厚生労働省へ保健所の感染症に対する機能強化を求める意見書を提出することについて

## 15 陳情第3号

パンデミックに潜在看護師を活用すべきと国に意見書を提出することについて

本定例会（6月議会）における案件（分科会）

## 1 議案第132号

令和3年度秋田県一般会計補正予算（第4号）  
（健康福祉部及び生活環境部の関係部門）

## 2 議案第134号

令和3年度地方独立行政法人秋田県立病院機構施設整備等貸付金特別会計補正予算（第1号）

令和3年6月15日（火曜日）

本日の会議案件

- 1 会議録署名員の指名
- 2 審査日程

本日の出席状況

出席委員

委員長	吉方清彦
副委員長	宇佐見康人
委員	小松隆明
委員	加藤鉦一
委員	竹下博英
委員	土谷勝悦
委員	薄井司

書記

議会事務局議事課（政務調査課兼任）

山崎裕介

議会事務局政務調査課 高橋健

健康福祉部福祉政策課 長澤明子

生活環境部県民生活課 高橋和也

## 会議の概要

午前10時33分 開議

出席委員

委員長	吉方清彦
-----	------

副委員長	宇佐見 康 人
委 員	小 松 隆 明
委 員	加 藤 鉦 一
委 員	竹 下 博 英
委 員	土 谷 勝 悦
委 員	薄 井 司

散会します。

午前10時35分 散会

説明者

健康福祉部長	佐々木 薫
健康福祉部健康医療技監	
	伊 藤 香 葉
健康福祉部次長	伊 藤 淳 一
健康福祉部次長	佐 藤 徳 雄
健康福祉部参事（兼）	
保健・疾病対策課長	三 浦 敦 子
福祉政策課長	石 川 修
生活環境部長	柳 田 高 人
生活環境部次長	長 嶋 直 哉
生活環境部次長	川 村 之 聡
生活環境部参事	持 主 美 彦
生活環境部参事（兼）環境管理課長	
	古 井 正 隆
生活環境部参事（兼）生活衛生課長	
	庄 司 浩 久
県民生活課長	齋 藤 秀 樹

**委員長**

ただいまから、本日の委員会を開きます。

初めに、会議録署名員を指名します。

第1回定例会6月議会を通しての会議録署名員には、竹下委員、土谷委員を指名します。

次に、委員会の審査日程についてお諮りします。

審査日程案及び付託議案一覧表を配付していますので、これらを御覧の上、審査日程案について御意見をお願いします。

なお、審査の進捗状況によっては、審査日程からずれることがあり得ますので、あらかじめ御承知おきください。

審査日程案について、御意見等ありますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

**委員長**

審査日程は、原案のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

**委員長**

御異議ないものと認めます。

審査日程は、原案のとおりとすることに決定されました。

本日はこれをもって散会し、6月24日、木曜日、予算特別委員会終了後に委員会及び分科会を開き、健康福祉部関係の審査を行います。

令和3年6月24日（木曜日）

本日の会議案件

- 1 生活環境部関係の付託案件以外の所管事項  
(趣旨説明・質疑)
- 2 分科会会議録署名員の指名
- 3 議案第132号  
令和3年度秋田県一般会計補正予算（第4号）  
(健康福祉部の関係部門) (趣旨説明・質疑)
- 4 議案第134号  
令和3年度地方独立行政法人秋田県立病院機構  
施設整備等貸付金特別会計補正予算（第1号）  
(趣旨説明・質疑)
- 5 議案第143号  
秋田県救護施設等の設備及び運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例案  
(趣旨説明・質疑)
- 6 議案第144号  
秋田県婦人保護施設の設備及び運営に関する基  
準を定める条例の一部を改正する条例案  
(趣旨説明・質疑)
- 7 議案第145号  
秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び  
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する  
条例案 (趣旨説明・質疑)
- 8 議案第146号  
秋田県指定障害児入所施設等の人員、設備及び  
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する  
条例案 (趣旨説明・質疑)
- 9 議案第147号  
秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、  
設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例案 (趣旨説明・質疑)
- 10 議案第148号  
秋田県指定障害者支援施設の人員、設備及び運  
営に関する基準を定める条例の一部を改正する条  
例案 (趣旨説明・質疑)
- 11 議案第149号  
秋田県障害福祉サービス事業の設備及び運営に  
関する基準を定める条例の一部を改正する条例案  
(趣旨説明・質疑)
- 12 議案第150号  
秋田県地域活動支援センターの設備及び運営に  
関する基準を定める条例の一部を改正する条例案  
(趣旨説明・質疑)
- 13 議案第151号  
秋田県福祉ホームの設備及び運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例案

(趣旨説明・質疑)

- 14 議案第152号  
秋田県障害者支援施設の設備及び運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例案  
(趣旨説明・質疑)
- 15 議案第153号  
秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基  
準を定める条例の一部を改正する条例案  
(趣旨説明・質疑)
- 16 議案第154号  
秋田県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び  
安全性の確保等に関する法律関係手数料徴収条例  
の一部を改正する条例案 (趣旨説明・質疑)
- 17 陳情第1号  
厚生労働省へ保健所の感染症に対する機能強化  
を求める意見書を提出することについて (質疑)
- 18 陳情第3号  
パンデミックに潜在看護師を活用すべきと国に  
意見書を提出することについて (質疑)
- 19 健康福祉部関係の付託案件以外の所管事項  
(趣旨説明・質疑)

本日の出席状況

出席委員（分科員）

委員長（会長）	吉方清彦
副委員長（副会長）	宇佐見康人
委員（分科員）	小松隆明
委員（分科員）	加藤鉦一
委員（分科員）	竹下博英
委員（分科員）	土谷勝悦
委員（分科員）	薄井司

書記

議会事務局議事課（政務調査課兼任）

	山崎裕介
議会事務局政務調査課	高橋健
健康福祉部福祉政策課	長澤明子
生活環境部県民生活課	高橋和也

## 会議の概要

午前11時01分 開議

出席委員

委員長	吉方清彦
副委員長	宇佐見康人
委員	小松隆明
委員	加藤鉦一
委員	竹下博英
委員	土谷勝悦

委員 薄井 司  
説明者  
生活環境部長 柳田 高人  
生活環境部次長 長嶋 直哉  
県民生活課長 齋藤 秀樹

#### 委員長

ただいまから、本日の委員会を開きます。  
初めに、生活環境部関係の所管事項に関する審査を行います。  
執行部より発言を求められていますので、これを許可します。

#### 生活環境部長

【当日提出資料により説明】

#### 委員長

以上で、説明は終了しました。  
ただいまの説明に関する質疑を行います。

#### 宇佐見康人委員

この事案では、飲酒後に睡眠を取っていますよね。それでも酒が抜けなかったのですか。

#### 生活環境部長

飲酒後に7時間ほど寝ていますが、結果として体からアルコールが抜けていなかったようです。

#### 小松隆明委員

これは個人差があると思います。午前4時半と随分早い時間ですが、今回この程度の処分で済んで良かったと思います。

日頃から思っていることは、例えばこれと類似した事案として、前の日に飲酒して市役所の裏の駐車場に止めた車で仮眠して、朝の通勤時に酒気帯び運転が発覚——もっとも重い処分だと懲戒免職となる場合があります。率直に言ってそれは非常に重過ぎる処分だと思います。今回の事案も情状酌量した上で停職1年という処分を決定したと思います。きちんと精査した上で処分を決定していると思いますが、そこら辺は今後処分を判断する際に——処分される人の肩を持つわけではありませんし、飽くまでも本人が悪いことは理解していますが——あまり重い処分の場合は同情を禁じ得ませんので、そこら辺を勘案していただきたいと思いますが、いかがですか。

#### 生活環境部長

委員の言われたとおりだと思います。その辺は人事当局で様々な事情を総合的に勘案した上での処分と聞いていますので、人事当局にもその旨伝えたいと思います。

#### 小松隆明委員

当然のことながら、この職員にも家族——妻や子がいいますよね。

#### 生活環境部長

そのとおりです。

#### 委員長

ほかにありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

#### 委員長

以上で、生活環境部関係の所管事項についての質疑を終了します。

引き続き、健康福祉部関係の議案の審査を行います。説明者交替のため、暫時休憩します。

午前11時07分 休憩

-----  
午前11時09分 再開

#### 出席委員（分科員）

委員長（会長）	吉方清彦
副委員長（副会長）	宇佐見康人
委員（分科員）	小松隆明
委員（分科員）	加藤 鉦一
委員（分科員）	竹下博英
委員（分科員）	土谷勝悦
委員（分科員）	薄井 司

#### 説明者

健康福祉部長	佐々木 薫
健康福祉部健康医療技監	
	伊藤香葉
健康福祉部次長	伊藤 淳一
健康福祉部次長	佐藤 徳雄
健康福祉部参事（兼） 保健・疾病対策課長	三浦 敦子
福祉政策課長	石川 修
地域・家庭福祉課長	佐藤 寧
長寿社会課長	高橋 直樹
国保・医療指導室長	千葉 圭司
障害福祉課長	鷲谷 弘子
健康づくり推進課長	武藤 順洋
医務薬事課長	石井 正人
医療人材対策室長	石川 由美子

#### 委員長（会長）

委員会を再開し、予算特別委員会福祉環境分科会を開きます。

初めに、分科会会議録署名員を指名します。

第1回定例会6月議会を通しての分科会会議録署名員には、竹下分科員、土谷分科員を指名します。

次に、健康福祉部関係の議案の審査を行います。

議案第143号、議案第144号、議案第145号、議案第146号、議案第147号、議案第148号、議案第149号、議案愛150号、議案第151号、議案第152号、議案第153号及び

議案第154号、以上12件を議題とします。

また、分科会では、議案第132号のうち健康福祉部に関する部門及び議案第134号に関する審査を行います。

健康福祉部長の説明を求めます。

**健康福祉部長**

【部局関係説明書により説明】

**委員長（会長）**

次に、関係課長等の説明を求めます。

**福祉政策課長**

【補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

**地域・家庭福祉課長**

【議案〔23〕、補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

**長寿社会課長**

【補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

**障害福祉課長**

【議案〔23〕、補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

**健康づくり推進課長**

【補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

**医務薬事課長**

【議案〔21〕、議案〔23〕、補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

**医療人材対策室長**

【補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

**委員長（会長）**

以上で、説明は終了しました。  
審査の途中ですが昼食のため暫時休憩します。  
再開は午後1時30分とします。

午後0時02分 休憩

午後1時27分 再開

出席委員（分科員）

委員長（会長）	吉方清彦
副委員長（副会長）	宇佐見康人
委員（分科員）	小松隆明
委員（分科員）	加藤鉦一
委員（分科員）	竹下博英
委員（分科員）	土谷勝悦
委員（分科員）	薄井司

説明者

健康福祉部長	佐々木 薫
健康福祉部健康医療技監	伊藤香葉
健康福祉部次長	伊藤淳一
健康福祉部次長	佐藤徳雄

健康福祉部参事（兼）

保健・疾病対策課長	三浦敦子
福祉政策課長	石川修
地域・家庭福祉課長	佐藤寧
長寿社会課長	高橋直樹
国保・医療指導室長	千葉圭司
障害福祉課長	鷲谷弘子
健康づくり推進課長	武藤順洋
医務薬事課長	石井正人
医療人材対策室長	石川由美子

**委員長（会長）**

委員会及び分科会を再開します。  
午前中に引き続き、健康福祉部関係の議案に関する審査を行います。  
質疑は、各課室一括して行います。

**加藤鉦一委員（分科員）**

先ほど医務薬事課長から、地域連携薬局（外来受診時だけでなく、在宅医療への対応や入院時を含め、他の医療提供施設との服薬情報の一元的・継続的な情報連携に対応できる薬局のこと。）や専門医療機関連携薬局（がん患者に対して、がん診療連携拠点病院等との密な連携を行いつつ、より高度な薬学管理や、高い専門性が求められる特殊な調剤に対応できる薬局のこと。）の認定は県知事が行うと説明がありました。薬局の中には、例えば何店舗も展開しているところや、あるいは全国的なチェーン店もありますが、知事が行う認定は薬局ごとに行うのか、あるいはそれを特定の要件として指定をするのか、そこはどうなっていますか。

**医務薬事課長**

薬局ごとに審査をして認定します。

**加藤鉦一委員（分科員）**

例えば、がん等の専門的な薬剤管理を行う専門医療機関連携薬局を認定する場合に、薬剤師の要件などは何かありますか。

**医務薬事課長**

専門医療機関連携薬局となるための主な要件としては、資料にも書いていますが、関係機関との情報共有や専門医療機関との治療方針の共有、それから患者が利用する地域連携薬局との服薬情報の共有化などが要件になりますので、そうした取組を確認した上で知事が認定します。

**加藤鉦一委員（分科員）**

つまり、薬局には必ず薬剤師がいるので、その観点からすると全部専門的医療薬局になるのではないですか。何も分けなくてよいのではないかと思います。そうではないのですか。

**医務薬事課長**

薬剤師がいればよいのではなく、特定の病院と専

門的な情報共有などの取組がきちんと行われていることが要件になりますので、全ての薬局が認定されるわけではありません。

#### **加藤 鉦一 委員（分科員）**

特定の病院との情報共有が大変重要だと思いますが、今まで例えば総合病院のような大きな病院であれば、薬局は自由に選べたと思います。今後は、「連携や情報共有している薬局はこことこです。」となるのですか。

#### **医務薬事課長**

病院と特定の薬局とが、その患者についての情報を共有する仕組みがとられているかが条件になると理解しています。

#### **加藤 鉦一 委員（分科員）**

専門的なことはよいのですが、法律が変わったので知事が認定するとなっているのですよね。

#### **医務薬事課長**

はい。

#### **加藤 鉦一 委員（分科員）**

ですから、今までの仕事ができなくなるなど、薬局によってはいろいろな変化が生じてくると捉えてよいのですね。

#### **医務薬事課長**

今の段階では、認定されると地域連携薬局あるいは専門医療機関連携薬局の名称を名のることができるわけですが、診療報酬上で何か有利な点があるわけではありません。かかりつけ薬局の機能が非常に強いことを対外的に示せることがメリットの1つです。認定により薬局の業務が縛られたり、支障が出ることはないと考えています。

#### **加藤 鉦一 委員（分科員）**

分かりました。

次に、提出資料の11ページの健（検）診受診率向上総合対策事業ですが、コロナ（C o v i d - 1 9、新型コロナウイルス感染症のこと。）で受診率がかなり落ちていることは新聞紙上に出ていますし、秋田県でもかなりそういう状況にあると思っていたのですが、今回保健事業団（公益財団法人秋田県総合保健事業団）がシステムを導入するとある中に、15団体分のシステム導入費用と書いていますが、この15団体とは市町村を指しているのですか。

#### **健康づくり推進課長**

システムの導入に当たりまして、市町村に導入の意思があるかを調査しました。この15団体の内訳ですが、市町村が11、残りは集団健診を担う医療機関で、それぞれにそのシステムの端末を置くことにしています。

#### **加藤 鉦一 委員（分科員）**

市町村が11ということは、逆に言えば半分以上の市町村はシステム導入の意思がないということで

すよね。受診率を回復させ、更に上げるためには、やはり市町村と一体となって取り組む必要があると思います。ですから、県が10分の10補助なので、枠があつてこうなったのかは分かりませんが、市町村には県から連携する体制作りについてきちんと指示して進めないと、中途半端になってしまうのではないかと思います。いかがですか。

#### **健康づくり推進課長**

我々とすれば25市町村全てがこのシステムに参加して、全県一緒にスタートできることが望ましいと考えています。ただ、実際に調査したところ規模が小さい町村に関しては、例えば健康推進員の方が戸別訪問して予約を受け付けていたりとか、実際の健診会場でも特にそうした3密の状態は発生していないので、導入の必要性をあまり感じていないとか、あるいは既に別の予約システムを導入しているところもありました。我々としては、今回は11市町村ですが、このシステムに参加してもらえるように、引き続き呼びかけて行きたいと考えています。

#### **加藤 鉦一 委員（分科員）**

分かりました。是非受診率を上げる——本県は健康寿命を10年間で日本一にする大スローガンを掲げていますから、がん検診とは直接関係ないとしても、そこはしっかり取り組んでいただきたいと思います。

関連して、提出資料1ページの地域包括ケアシステム深化・推進事業の説明の中で、ナラティブブック（在宅医療・介護サービスの適切な提供のため、患者（利用者）本人の考え方等について、本人、その家族、医療福祉介護従事者間で情報共有することを目的とした、クロスケアフィールド株式会社が提供しているクラウドサービスのこと。）は由利本荘医師会の伊藤先生（由利本荘市医師会副会長の伊藤伸一医師のこと。）が先になって開発に携わられたのですが、県内ではどのくらいの普及率になっているのですか。多分導入されていない市町村もあるはずですよね。

#### **福祉政策課長**

県内には郡市医師会があるところが9地区あります。そのうち由利本荘、能代山本、横手、男鹿潟上南秋、湯沢の5地区で導入済みです。ただ施設数を見ると由利本荘は84施設ですが、令和2年度に導入された男鹿潟上南秋では5施設、湯沢でも11施設であり、今後その普及を図っていかなければならない状況です。

#### **加藤 鉦一 委員（分科員）**

ナラティブブック秋田は秋田県だけの取組——他県でこれを利用しているのかは分かりませんが、国が

10分の10の補助を出すのは、この取組の重要性

を鑑みてのことだと思っております。国では別のソフトがあって、ほかの市町村はそうしたものを使っているという考え方でよいでしょうか。

飽くまでも秋田県としては医師会を通じてナラティブブックが普及しつつありますが、国が10分の10の補助を出すという趣旨からすれば、看取りを含めたこうした取組に対するソフト面の事業に、何か取り組まれているものですか。

#### **健康福祉部長**

この10分の10の補助率は、地域医療介護総合確保基金で、県が設定したものです。県がこれまで医師会とこうした医療のデジタル化——医務薬事課が先ほど説明しましたオンライン診療もそうですが——について、秋田県が進めるICTの基盤として、ナラティブブックが大変有効であることから、これまでの実証実験を踏まえて普及を図っているところですので、秋田県オリジナルの取組と考えてよいと思います。全国的にも大分評判がよく、いろいろと紹介されているようですので、今後他県でも使用される例があるかもしれませんが、秋田県としては、これまでの実績を踏まえて更にいろいろと検証しながら普及を図っていきたいと思っています。

#### **加藤鉦一委員（分科員）**

最後にしますが、実際にいろいろと見聞きして、あそこまでしっかりと開発して、地域に根づいて、正にいろいろな関係者、関係機関が情報を共有できるシステムになっているわけですから、ナラティブブックは非常に素晴らしいと思います。

高齢者の多い秋田県ですから、県が必要を感じて、医師会が開発に携わってきたわけです。なのになぜ県全体に普及しないのか、どこにどういう問題があるのかといつも思っています。県としてナラティブブックに取り組んできたわけですから、どうして広がっていかないのか、私は腑に落ちないのです。

#### **健康福祉部長**

このナラティブブックは、単にハード的な、ICTとしての機能そのものもそうですが、多職種が連携するネットワークの構築があってメリットが発揮されます。地域におけるいろいろな職種の方々を患者を中心にサポートする仕組み作りがまずあって、そこにツールとして利用されてくれば、普及が図られるものと感じています。

今後、オンライン診療に活用するとすれば、例えば録画機能を付加するとか、あるいはオンラインで処方箋を発行できるようにするなどのいろいろな工夫を重ねながら、更に普及が図られるのではないかと感じています。

#### **小松隆明委員（分科員）**

加藤委員の最初の質問に関連して、がん検診の受診率向上対策について伺います。

残念ながら本県は、がんによる死亡率がワースト1位ですが、行政が幾ら受診を奨励してもなかなか受診率が上がらない現状があると認識しています。

なので、現状を変えないと、今までの延長線上の発想では受診率の飛躍的な向上は望めない気がしますが、もう少し切り口を変えたやり方がないものか——私も具体的な案を持っていませんが、昔から言われているとおり、受診率が上がればおのずと発病率、死亡率も今より改善することは間違いないわけです。なかなか難しいことだと思いますが、従来の発想の延長線上での対策や事業ではなく、別の切り口を考えたことはありませんか。そこら辺のところをお聞かせ願えればと思います。

#### **健康づくり推進課長**

県ではこれまで、がんの予防について、たばこ、塩分、運動に加えてがん検診の受診、さらには医療提供体制の充実など、総合的にがん対策を進めてまいりました。その中でも、がんによる死亡率の減少については、委員が言われたとおり、がん検診により早期発見、早期治療が可能となりますので、我々としては受診率の目標を50%——5割とすることにより死亡率をある程度下げようと取り組んできました。

かつて、がん対策室（健康福祉部医務薬事課がん対策室）があったときには、やはり直接個人個人に働きかけることが効果的であると考え、コール・リコール（検診等の未受診者に対して、クーポンの交付等による受診の個別勧奨と、電話や手紙による再勧奨を行う制度のこと。）により、未受診者の方々に直接電話等でお声がけをすることを、希望する市町村と連携して行ってきた経緯もあり、現在も一部の市町村では総合保健事業団に委託したり、また自前で実施しているところもあります。ただ、実施してみた結果ですが、やはり手をかけるとある程度は受診率が上がることははっきりしましたが、それをやめてしまうとなかなか効果が出ないことから、それ以上のことは、なかなか難しい面もあります。

我々としてはかかりつけ医から声がけをしていただければ、我々が声がけするよりも非常に効果的だと思うので、医師会とも協力して、かかりつけ医による受診勧奨などについてこれまで取り組んできたところです。今年度からは更に、薬局などの薬剤師からも声がけしていただく、また歯科医師からも声がけしていただくよう取り組んでおり、今年はモデル的な実施ではありますが、これもいずれ全県的に拡大しようと考えています。

さらには、がん対策について、今30の企業と協定（秋田県がん対策推進企業等連携協定のこと。）を結んでおりまして、こうした企業に資料や資材等を県から提供して、その企業の方々から積極的に声

がけしていただくことにしています。いろいろなどころから「がん検診を受けましょう。」と声かけがある雰囲気作りをしたいと考えています。

委員おっしゃいますように、決め手がなくなかなか難しいところもありますが、こうした息の長い取組を続けながら、がん検診を受けるのが当たり前となるように、何とか頑張っていきたいと考えています。

#### **小松隆明委員（分科員）**

ちなみに、がんによる死亡率は残念ながら連続日本一の不名誉な記録です。私は初めての福祉環境委員会ですので、勉強しながら委員を務めていこうと思っているのですが、全国47都道府県における秋田県の受診率の順位は大体どの辺に位置しているものですか。

#### **健康づくり推進課長**

これまで全5部位（ここでは胃がん、大腸がん、肺がん、子宮頸がん及び乳がんを指す。）とも全国平均よりは良い状況が続いておりましたが、残念ながら子宮頸がんだけが少し前から全国平均を少し下回っている状況です。

#### **小松隆明委員（分科員）**

北東北3県は、大腸がんや胃がんなどいろいろながんの全国死亡率の上位を占めていて、残念ながらそういう現状だと思います。ただ大腸がんに関しては、10年くらい前はワーストワンが青森県で、次いで秋田県や岩手県が2位か3位だったのです。ただ、最近大腸がんについては、大分改善されているように聞いていますが、そこら辺は間違いないですか。正確でなくてもよいです。ややこしい質問でごめんなさい。

#### **委員長（会長）**

資料はすぐに出そうですか。

#### **小松隆明委員（分科員）**

後でもよいですよ。

#### **委員長（会長）**

小松委員、ほかに何かあればお願いします。

#### **小松隆明委員（分科員）**

それでは、内説（予算内容説明書）の27ページにあるケアラー支援・普及啓発事業について伺います。

特にヤングケアラー（家族にケアを要する人がいる場合に、一般的には大人が担うと想定されている家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを日常的に行っている18歳未満の子供のこと。）が今社会で問題になっていることは重々承知しています。私の考えるところでは、やはり家庭環境に問題があってこういう事態に至っているのであれば——独り親世帯とか、子供の環境にとって非常に気の毒な状況があればこそ、こういう事態が生じていると

と思いますが、この問題については具体的にどのような補助する——手助けしていくのかをもう少し詳細にお知らせをいただければと思います。

#### **長寿社会課長**

ケアラー支援については、昨年の3月に埼玉県が全国初のケアラー支援条例を作りまして、それから全国的にこのケアラー問題——特に18歳未満のヤングケアラーがいろいろと社会的に問題があることがクローズアップされているところです。

本県は高齢化率日本一であり、介護人材不足に対しこれまでも介護人材の育成や掘り起こしに力を入れていますが、在宅介護をしている、家族をはじめとしたいわゆるケアラーの方への支援に対してもう少し目を向けなければならないことから、取組を始めようとしたところです。

私も長寿社会課ではヤングケアラーに特化することなく、ケアラー全般に対する支援体制を作っていきたいと考えています。その中でも、先ほど提出資料の説明の中でも申し上げましたが、特に18歳未満のヤングケアラーについては、やはりそのほとんどが学校に行っている世代——中には小学生のような年齢の低い世代もいるということで、先頃国では全国調査を実施し、全都道府県から中学校2年、高校2年の生徒を抽出調査して、その結果が先頃発表されたところです。その中では、中学生では約17人に1人が、高校生では約24人に1人がヤングケアラーであるという推計値が出ています。つまり中学校や高校が1クラス約30人だと仮定しますと、クラスに1人ないし2人くらい、こうしたケアラー問題を抱えている生徒がいると推測されています。ところが、特にこのヤングケアラーが、福祉事務所や相談機関などの役所へ相談することは、敷居の高さなどから困難だと思います。

ですから、今後そうした若い世代の方々の相談の場として、今皆さんが活用しているSNS——要はスマートフォンを活用した相談の仕組みや、オンライン上で同じ悩みを抱えている仲間同士の集いの場の提供などを広めていきたいと考えていて、その前段として、今回その実態を把握するために、地域包括支援センターをはじめとした様々な相談機関に従事する職員に対して、現にこうしたケアラーからの相談を受けているか、支援しているかといった実態を確認したいと考えています。その調査結果を分析しながら、今後秋田県としてどのような支援が必要なのか、そうした支援の仕組み作りも含めて考えていきたいと思っています。

#### **小松隆明委員（分科員）**

昔の感覚ですと、親孝行、あるいはおじいさん、おばあさんを敬うという意識は当たり前ですが、程度の問題はあると思いますが、子供に過度の負担が

掛かるようなケアをさせることは、やはり苛酷なことだと思います。

一方で、教育的な観点から見ると、そんなに程度のひどくないケアをすることであれば、決して悪いことではない気もします。場違いな質問かもしれませんが、そういう側面も私はあるのではないかと思います。何でもかんでも至れり尽くせりで、かゆいところに手が届くことは、行政の使命ではありませんが、一方で子供のそういう福祉の心とか、年長者に対して孝行するとか、病人に対しては優しく接しなければならぬなど、心を涵養する一面もあると思います。そこら辺のところは非常に難しい判断だとは思いますが、行き過ぎた、過度な負担が掛かっている子供は当然救わなければならないのですが、そういう面もあると思いますので、そこら辺も含めながら対応していただければと思います。いかがですか。

#### **長寿社会課長**

委員おっしゃるとおりだと思います。やはり子供が親の介護をする、若しくは孫が祖父母の介護をする、世話をする——日本ではそうした風潮もありますので、そのこと自体は決して悪いことではないと思っています。

ただ、今委員からも指摘がありましたとおり、例えばヤングケアラーに関して言いますと、そのことが原因で学業の遅れ、それから自分の自由になる時間がなく、要は周囲から孤立してしまう——誰にも相談できずに、それが当たり前だと思って過ごしていて、最悪の場合、最悪の事態になってしまうことを防ぐためにも、地域全体で見守って、孤立させない仕組み作りが必要だと考えています。そうした視点で今後いろいろと調べていきたいと思っています。

#### **薄井司委員（分科員）**

今の質問に関連して質問しますが、どういうことからこういう問題が起きてきているのかを説明していただきたいと思います。

#### **長寿社会課長**

私ども高齢者福祉を担当している課としては、近年よく耳にする言葉で老老介護——要は御夫婦で介護し合うなど高齢者が高齢者を介護するとか、認知症の方が認知症の方を双方で介護することをいわゆる認認介護とも言っているようですが、そうした方が介護疲れを原因として事件を起こしてしまう例がありますので、そうしたことを防いでいこうと考えています。

先ほども申し上げましたとおり、どこにも相談できずに周囲から孤立してしまい、最悪の事態を迎えるケースが時々あり、こうしたことがケアラーの1つの課題、社会問題として挙げられると思います。

それから、ヤングケアラーについては、今申し上げ

たとおりなのですが、18歳未満ですので、学業をしている時期ですから、勉強の遅れであったりとか、あとは遊ぶ時間や友達と一緒に過ごす時間が少ない、そうしたことが過度に起こったことによって、様々な問題——要は孤立もそうですが、背景がいろいろあるわけです。そうしたことから、社会全体で支援していこう、サポートしていこうというのがケアラー支援の始まりです。世界を見ますと、イギリスがもう既に法律を制定したりと、先行している国もありますが、日本では注目されるようになってまだ10年くらいと認識しています。

#### **薄井司委員（分科員）**

分かりました。私は、日本の福祉は施設から地域に全部返すという政策がとられていると思っています。今現在抱えている問題の上に更にそうしたものが重なってきて、ヤングケアラーだけでなく、老老介護も含めてなのですが、ますますそういうことが起きてきています。そうした現象——政策によって起きてしまっているものに対して、何か手当てしているという事業なわけで、結局、自分たちで問題を起こして、それに対して政策を打っていると感じるのですが、そこら辺はどうですか。

#### **長寿社会課長**

委員御指摘のとおり、医療機関もそうなのですが、施設から在宅福祉へと、大分前から在宅福祉を中心に地域で生活していく仕組みを作りましょうと、地域包括ケアシステムを国でも県でも進めているところです。そうした中で、まず地域包括ケアについては、当然のことながら、福祉だけではなく、医療や介護、保健など様々な分野がサポートしていく仕組みですので、そうした中で個々の介護の問題であったり、ニーズに即した形で行っていきます。委員から指摘がありましたように、国がどんどん施設から地域に出そうとしていることに対して政策という御指摘もそのとおりですが、その辺はそうした仕組みの中でカバーしてサポートしていくことになろうかと思っています。

#### **薄井司委員（分科員）**

行政として取り組んでいかなければならない流れになっていると思いますが、そこに問題が発生すれば、それに対処するだけでなく、その問題が発生しない状況を作っていく必要があると思いますが、そこら辺はどうですか。

#### **長寿社会課長**

御指摘のとおりだと思います。医療分野もそうですし、福祉分野もそうなのですが、やはりこうした課題をいかに早くキャッチできるか、早期に発見できるか、そして早期の支援に結びつけるかが大切だと思います。ですから、繰り返しになりますが、特にヤングケアラーについては様々な背景でこの問題

が起きている可能性が十分あると思います。その背景とは、生活困窮や親の病気など様々な問題が積み重なった上で、支援が必要になってくる場面が出てくると思いますので、そこは1つの相談機関だけではなくて、学校も含めた横のつながりが非常に大切だと感じています。

#### **土谷勝悦委員（分科員）**

別の話題になりますが、提出資料の1ページから10ページくらいに、講座や研修会、説明会という予算が大分出ているのですが、今コロナでなるべく人の集まりを少なくしたほうがよいという時代の中で、講座や研修会、説明会を計画して、実施することは果たして可能なのでしょうか。

それから、以前にも他の委員会で言ったことがあるのですが、いろいろな理由があるのでしょうか、こういう予算を計上して、最終的に年度末のドタバタ騒ぎのときに講習を実施して、予算を消化したという話が結構あります。

コロナ禍の状況の中で、こうした研修会等を実施することはなかなか難しいと思いますが、そこら辺はどういう考え方で取り組むのですか。どのような考え方で予算計上したのかを教えてください。

#### **健康福祉部長**

各事業で、県民の皆さんへいろいろと普及を図っていくことは必要ですので、様々に情報発信していく中で、研修会を実施したり、講習会などにいろいろと参加してもらうわけですが、昨年度もコロナの感染が拡大している中で、例えばインターネットを使ってウェブ上で参加してもらい、あるいは動画の配信や資料の一部を配付するほか、ハイブリッドといますか、両方を組み合わせて実施するなど、様々に工夫する中で効果的なものは何かといったことを考えて実施しています。

今回の事業化に当たっても、今例えば実際にお集まりいただく形になっていても、感染状況を踏まえて、そうした動画やネットを活用した方法などを織り交ぜながら効果を上げていきたいと考えています。

#### **土谷勝悦委員（分科員）**

今県民の皆さんは、人が集まる研修に参加したいという感覚ではないと思います。例えば10人でも20人でも集まれば、いろいろな意味で怖いという感覚があるので、せっかくこういう予算を計上したとすれば、どうすれば効果的にうまく県民の皆さんに講座でも説明会でも、伝えたいことがきちんと浸透されるのかをもっと研究して、県民に広めていくことが大事だと思います。ただ予算を盛って、年度末にバタバタとやってしまうことがないように何とかお願いしたいと思いますので、よい予算の使い方をしてほしいと思います。

#### **健康福祉部長**

事業によりまして、キャンペーンの期間や、特に効果的に実施できるタイミングもあります。そうしたことも踏まえながら、工夫して円滑に進むよう心がけていきたいと思います。

#### **宇佐見康人委員（分科員）**

何点かお願いします。

予算内容説明書の25ページのバリアフリーのところ（バリアフリー広報啓発事業）ですが、これは対象は飽くまでも駐車場だけなのでしょうか。

#### **地域・家庭福祉課長**

飽くまでも駐車場の利用になります。内容としては、障害者等用駐車場利用区画の適正利用の問題についてです。

#### **宇佐見康人委員（分科員）**

分かりました。

次に、児童家庭支援センター設置検討事業について伺います。これからいろいろと進めていくと思いますが、設置したいという意向を示している市町村はどれくらいありますか。

#### **地域・家庭福祉課長**

今のところ1市から設置したいとの話を頂いていますが、これから作っていくものですので、詳細は今後市町村と話し合いながら進めてまいります。

#### **宇佐見康人委員（分科員）**

そこはどこの市町村ですか。

#### **地域・家庭福祉課長**

にかほ市です。

#### **宇佐見康人委員（分科員）**

この事業とは直接関係ないのですが、児相（児童相談所）の設置は中核市でも可能です。秋田市議のときからずっと秋田市にはお願いしているのですが、実現に至っていません。

秋田市に、児相の設置について県から積極的に働き掛けていただけませんか。

#### **地域・家庭福祉課長**

秋田市には、こちらから意向確認は何度も行っています。また、意見交換会の場でも秋田市の状況等は何っています。児童に対する支援の必要性は秋田市でも当然認識していますが、児童相談所の設置については国の支援策等を見極めているところであると伺っています。

#### **宇佐見康人委員（分科員）**

次に、養育費確保対策事業について伺います。

既に離婚された方も、この事業の対象となるのでしょうか。

#### **地域・家庭福祉課長**

既に離婚された方も対象になります。県の補助事業である養育費法的手続き等費用補助の4つの手続き費用いずれも、これから離婚される方も対象にな

るのですが、強制執行等は公的な書面が必要になりますので、いきなりこれを使うことはできません。

既に離婚された方が公正証書を作りたい、裁判所に調停の申立てをしたいといった場合には、この事業の活用が可能です。

#### **宇佐見康人委員（分科員）**

年間何人くらいを想定していますか。

#### **地域・家庭福祉課長**

公正証書の作成については最大で100名程度、調停申立てについても100名程度、養育費の保証契約については5名程度、強制執行の手續に要する費用については30名程度を見込んでいます。少し多めに見込んでいるところはありますが、概ねこの人数を見込んでいます。

#### **宇佐見康人委員（分科員）**

実際に、独り親家庭で養育費の未払いは相当いると耳にしているのですが、秋田県の現状はどうなっていますか。

#### **地域・家庭福祉課長**

現状、養育費を受け取っている家庭は、母子世帯では30%台です。令和元年度の離婚の数が1万三千弱でしたので、相当程度の方が養育費を受け取っていないものと考えています。

従いまして、補助制度としてはかなりの数を見込んでいますので、潜在的な需要はあると考えているところです。

#### **宇佐見康人委員（分科員）**

啓発の事業でリーフレットを作るとありますが、そのリーフレットを置く場所は大体どういうところを想定しているのでしょうか。

#### **地域・家庭福祉課長**

市町村の戸籍担当窓口、あるいは児童扶養手当を扱っている窓口には必要と考えています。この後、関係機関にお願いすることになると思いますが、裁判所や法テラスのほか、母子寡婦福祉連合会等にも情報提供して、制度の周知を図りたいと考えています。

#### **薄井司委員（分科員）**

今の事業に関連して、公証人手数料は、実際のところどれくらい掛かるものですか。

#### **地域・家庭福祉課長**

この金額を想定するに当たっては、ワーキンググループのメンバーに母子父子の自立支援員を加えているほか、弁護士の方をアドバイザーに加えて行ったところです。

その中で、公証人手数料については3万円と見込んでいますが、これだけあれば恐らく一般的な公正証書の作成については足りるだろうと、金額をお示しいただいたものです。ほかの金額についても、大体この金額があれば一般的な対応が可能であると想

定しています。

#### **薄井司委員（分科員）**

独り親は、お金のある人ばかりではないので、どれくらい掛かるものかと気になりました。

次に、提出資料の8ページ、就労継続支援事業所への生産活動支援事業ですが、コロナが発生して間もなくの頃に、工賃が入らない話が出ていたと思いますが、どのくらい減収となったかを把握していますか。

#### **障害福祉課長**

令和3年4月現在、就労継続支援A型事業所が22か所、就労継続支援B型事業所が132か所、計154か所あります。昨年の秋に全事業所を対象に調査した結果、54%が前年に比べて減収との回答でした。一方で、45%——70の事業所は増収あるいは平年並みとの回答でした。

#### **薄井司委員（分科員）**

私のところにも、何か仕事はないかといろいろと頼まれたこともあって、現実的に厳しい作業所がたくさんあると思っています。一般財源での事業ですから県の姿勢はよく分かるのですが、例えば1事業所当たりの補助上限50万円は、どういう根拠か教えてください。

#### **障害福祉課長**

令和2年度の国のコロナ対策予算の中で、就労継続支援事業所への補助事業があり、昨年の7月補正予算で事業費予算をお認めいただき対応してまいりましたが、その中で示された金額が1事業所当たり50万円でしたので、今回もそれに倣って50万円とさせていただきます。

#### **薄井司委員（分科員）**

それぞれの事業所で、通っている人数にばらつきはあると思いますが、例えば、50万円を12で割れば、かなり少ない感じがしますが、この上限の50万円は一律そうなのですか。

#### **障害福祉課長**

この50万円は、利用者に支給する金額ではなく、コロナ対策をしながら、あるいはコロナの影響で事業所自体が減収となる中で、例えば新規商品の開発や販路の拡大など、収入増に向けた新規事業に対して1事業所当たり50万円を補助する制度です。

#### **薄井司委員（分科員）**

分かりました。資料に「新たな生産活動」とありますが、具体的にはどのようなことを想定していますか。例えばどのような作業をやれば対象となるのか、そこら辺を教えてくださいと思います。

#### **障害福祉課長**

今回、各事業所に調査したところ新しく職種を設けるところもありました。例えば今までお菓子を焼いていたところが、加えてパンを製造をするとか、

あるいはホームページを新たに作成して、そして販路を作るとか、あとはオンラインショップを開設するとか、又は本当に新しい機械を入れて、新しい品目——例えばマスク製造などを予定していると回答した事業所もありました。

#### **薄井司委員（分科員）**

そうすれば、この10事業所は、内々に相談があった事業所なのですか。

#### **障害福祉課長**

実は、この事業は同じ内容で令和2年度の2月補正予算でも計上しています。そのときに、大体10事業所くらいを想定していたところ、11事業所がエントリーしましたので、需要はあると考えていて、継続して今年度も予算計上したところなんです。今回の補正予算に当たって調査した結果、具体的に予定があるところが6事業所でした。まだ準備中というところもあるかと思いますが、その部分も考慮して今回10か所分を計上したところなんです。

#### **薄井司委員（分科員）**

具体的には、県に申請して、審査などを経て支給になるのですか。

#### **障害福祉課長**

そのとおりです。

#### **薄井司委員（分科員）**

審査基準はどうなっていますか。かなりハードルが高いということはありませんか。

#### **障害福祉課長**

先ほど申し上げましたとおり、目的がコロナによる減収の中、頑張って収入増を目指して新たな取組をしている事業所を支援することですので、そうした視点で審査をしたいと考えています。

新たな取組であって、収入増につながりそうな事業であると判断した場合には、対象とすることになっています。

#### **薄井司委員（分科員）**

事業のスケジュールはどうですか。いつまで実施することになっていますか。

#### **障害福祉課長**

年度内に事業を完了する予定で考えています。

#### **土谷勝悦委員（分科員）**

提出資料の15ページ、ワクチン接種体制確保事業について、③の表の部分で、医師が1時間当たり7,550円、看護師が2,760円という助成額をテレビで見て、随分高い感じを受けました。テレビでは普通の人の何倍という話もしてましたが、全国的には妥当な額なのか、ほかの県も大体これくらい出しているのか、そこら辺を教えてください。

#### **医務薬事課長**

この③については国の制度ですので、単価は全国共通です。

#### **土谷勝悦委員（分科員）**

それから、あまり話題になっていませんが、コロナワクチンを2回接種して、何か月間ワクチンの効果があるのか、1年くらい効果があるのか——一生はあり得ないと思いますが、そこら辺はどのくらい効果があるのですか。

#### **健康福祉部健康医療技監**

コロナワクチンに関しては、まだ一番最初に打った人からそれほど期間が経っていませんので、現在のところ、ワクチンの効果が一生続くかどうかは今後様子を見ながら——新たなワクチンですので、様子を見ながらになると思いますが、現在までのところでは、接種の効果はあると言われています。

#### **土谷勝悦委員（分科員）**

効果があるのは分かるのですが、インフルエンザのワクチンでも接種してから大体3か月、4か月くらいの効果が妥当な線だと思います。コロナもウイルス、インフルエンザもウイルスですから、2回接種して、どれくらいの期間予防効果があって、また再度打たなければならないのか、効果が持続する期間について今まで国からも発表がないのですが、実際そこら辺もそろそろ教えてほしい気持ちはあるのですが、どうなのでしょう。

#### **健康福祉部健康医療技監**

その点についても、まだまだ研究の結果がそろっていません。今後もウイルスは常に小さな変異を繰り返しますので、ワクチンの効果がなくなるのか、ワクチン自体の効果がある程度のところまでしかないものなのかも含めて、研究結果がまだ出そろっていない段階ですので、今後その研究結果を待って政策に生かしていきたいと思っています。

#### **土谷勝悦委員（分科員）**

今の段階で、何か月とか、1年とか、効果がどのくらいの期間あるかはまだ分からないという認識でよいのですか。

#### **健康福祉部健康医療技監**

現時点では、今後どれくらいまで続くのかはまだはっきりしていないのですが、少なくとも現在流行しているこのウイルスに対しては、効果があると言われていますので、現時点でワクチンを接種していただくことは、むしろ感染拡大防止の上では重要なことだと思いますので、まずはワクチンを接種していただくことを勧めていきたいと思っています。

#### **土谷勝悦委員（分科員）**

すみません、何回も……。効果があることは分かるのです。だから、接種しない人もいますが、接種するようにみんな頑張っていて——ただ接種した場合に、接種後の効果が例えば1年あるのであれば、1年後にまた接種しなければならないという覚悟が人間には必要なことだから、その期間がど

れくらいなのかを大体でよいから教えてほしいと思いますが。

#### **健康福祉部長**

素人で恐縮ですが、新型コロナウイルスが出てから早急に作られて、かなり特殊な手続を経て承認されたワクチンで、研究段階で接種した方でも1年たっているかいないかの状況です。結局、データが何もない状況ですから、1年もつかどうかは、明言できないのところが正直な話です。

通常の薬ですと、例えば3年から5年ほどの実験期間があって、それによって何年間も効果があることを確認するのですが、今回のコロナに関しては、ウイルスが発生してからすぐ研究を始めて、一番最初に実験段階で接種した方にしてもまだ1年は経過していない状況ですので、なかなか軽々に申し上げられないことを御理解いただければと思います。

#### **竹下博英委員（分科員）**

幾つか教えてください。

最初に、児童家庭支援センターのことについて伺います。イメージがよく分からないのですが、市町村に対して児童家庭支援センターの設置を促すことに対して、何か法律的な根拠はあるのですか。なぜ各市町村に児童家庭支援センターを設けさせようとしているのか、そこら辺の背景をお聞きます。

#### **地域・家庭福祉課長**

児童家庭支援センターは、県内全ての市町村に作る計画ではありません。児童相談所の補完的な役割を果たし、専門的な知識や技術を基に市町村に対する援助、あるいは支援が必要な児童や家庭に対する援助を行うことが目的であり、児童相談所と市町村の橋渡しの役割を果たすものですので、具体的には、県北、県央、県南の児童相談所のない地域に作る想定です。また、法律の根拠というよりは、国の計画において、この児童家庭支援センターは子供支援に重要な役割を果たすから作るべきだという形で進められているところです。

#### **竹下博英委員（分科員）**

今の課長の説明だと、例えば人口何万人以上の市は義務的に作らなければならないということではないのですか。

#### **地域・家庭福祉課長**

おっしゃるとおりです。そうした義務づけはありません。

#### **竹下博英委員（分科員）**

先ほどの宇佐見委員の質問で、にかほ市が今手を挙げていて、例えばこの施設が出来たときのイメージとして、一角にそういうセンター的なものを設けて、そこには、運用については児童福祉司がいなければならないとか、この事業は必ずやらなければならないといった縛りみたいなものはあるのですか。

#### **地域・家庭福祉課長**

児童家庭支援センターの役割は幾つか設けられているのですが、国の制度では、相談対応の職員2名と、心理的な支援の担当職員1名の、合計3名を置かなければならないとなっています。また設備としては、相談室やプレールームを造る必要があるとされています。

業務内容については、市町村か、あるいは外部委託するとすれば社会福祉法人がこの事業を行うことができることになっていますので、そうしたところと具体的に話しながら決めていくことになります。

#### **竹下博英委員（分科員）**

最低3名が必要とのことですが、これは兼務できるのですか。

#### **地域・家庭福祉課長**

必ず専任になります。

#### **竹下博英委員（分科員）**

その専任の3名の方は、必ず何らかの——例えば児童福祉司や社会福祉士の資格が必要といった縛りはあるのですか。

#### **地域・家庭福祉課長**

相談支援については、必ずしも何らかの資格が必要ではありません。ただ、心理的な支援を担当する職員については、一定程度のものが求められてくると考えています。

#### **竹下博英委員（分科員）**

分かりました。

それから、養育費確保対策事業について伺います。ようやくこれが日の目を見ることになりましたね。課長は大変難儀されたと思いますが、先ほど、大体30%の方が養育費を受け取っているとありました。全国的にもそうだと思います。離婚するときに養育費の取り決めをしているのが大体50%くらいで、実際に払われているのはその中の半分くらい——なので大体25%から30%くらいですから、そのとおりだと思います。

こうした取組を市レベルで行っているところは割と多いのですが、県レベルで行っているところは少ないので、大変画期的なことで、よいことだと思いますが、いざ始めるとなると非常に難しいと思うのです。

興味があったので「離婚するときに、何で取決めしないの。」と何人かに聞いたのです。私は離婚の経験はないのですが、「別れるときは顔も見たくないし、早く別れたい、そばにいたくないのだ。」と言います。そういう人が今度これを申し立てたりすると、旦那さんのほうが激怒する——県庁にどなり込んでくるという例が多々あるようですが、それほどの覚悟が課長にはありますか。

#### **地域・家庭福祉課長**

どなられる経験はこれまでに何度もありますので、その覚悟はしているつもりです。離婚する男女のそれぞれの気持ちは分かるのですが、養育費は子供の成長のために必要なものですので、補助事業も重要ですが、市町村の窓口立つ職員が「養育費は子供のために必要な制度です。」と離婚相談等に訪れる父母に丁寧に説明していただくことが非常に重要であると考えています。今回の事業の両輪として、そうした研修、それからリーフレットの作成によって、丁寧に必要性を伝えていきたいと考えています。

#### **竹下博英委員（分科員）**

そのために一番必要なのは、課長をはじめ、次長、部長、知事による確固たるバックアップの姿勢です。我々は絶対に後ろに引かない、子供のためには絶対に妥協しないという確固たる姿勢を示さないと、現場がぐらつくのです。現場がぐらつく、せっかく申請してみようかと頑張っている人がくじけてしまったりするものですから、そこを何とかお願いしたいと思います。

次の質問ですが、先ほどヤングケアラーの質疑がありました。そこで厚労省（厚生労働省）が行った調査では、高校生、中学生は17人から24人に1人くらいだから、大体四、五パーセントくらいの子供たちがヤングケアラーという計算になりますよね。当然、秋田県の中学校と高校でも調査をやったはずなのですが、厚労省から結果をもらいましたか。

#### **長寿社会課長**

県内の個別の調査結果は出さないということで、私どもでは本県の調査結果は入手しておりません。

#### **竹下博英委員（分科員）**

私はそこが引っかけます。今これをやるために絶対に必要なのは、県庁全体の横断的な助け合いなのです。警察も必要、教育委員会も必要、福祉も、介護も、医療も必要なのです。言わば縦割りのところに横串を刺していく政策なのです。

そういうときに、何校で調査したかは分かりません——10校くらいだと思いますが、調査した結果を、恐らくは県の教育委員会で持っているのに、我々に示さないことは仕方ないにしても、課長のところにまでも来ていないというのは……。

せっかくヤングケアラーの支援に取り組もうとしているときに、そういう情報を示さないことは、何か理由あるのですか。

#### **長寿社会課長**

県の教育委員会にも、国から個別の結果は来ていないと聞いています。

#### **竹下博英委員（分科員）**

教育委員会は独自で集計したのではなくて、ただ紙を渡しただけ……。

#### **長寿社会課長**

そのとおりです。

#### **竹下博英委員（分科員）**

だから、調査する学校は決めたが、回答は直接国に行くということですね。

#### **長寿社会課長**

そのとおりです。

#### **竹下博英委員（分科員）**

そうだとすれば、分からないのも無理はないのですが、せっかく調査したのですから、早めに結果をもらって、当然この取組に役立てなければならないし、その調査結果だけで十分なのか——1学年だけでよいのか、やはり全学年やらなければならないのか——例えば埼玉県は、高校2年生が5万5,000人いるそうですが、全部調査したそうです。それを基に今政策を立てているのですが、秋田県は全学年調査したとしても、その5分の1くらいだと思います。是非早急にいろいろなところと相談して、早めに対策をしないと、特にヤングケアラーの場合はどんどん対象から外れていくので、早くやらないとせっかくの取組がきちんと行き渡らない気がしますので、それはお願いしたいと思います。

#### **長寿社会課長**

教育委員会とも、いろいろとそうしたことも含めて連携を取っていききたいと思います。

#### **竹下博英委員（分科員）**

もう1つ、がん対策の妊よう性温存支援事業について伺います。これは年齢対象が43歳未満で、40歳以下から引き上げられました。それは結構な話だと思いますが、では、下限の年齢は何歳なのか。何歳からこの事業の対象になるのですか。

#### **健康づくり推進課長**

特に下限は設けておりませんが、常識的な範囲内になろうかと思えます。

#### **竹下博英委員（分科員）**

私が言いたいのは、AYA世代（思春期から30歳代までの世代）のがん治療と微妙に関連してくるので、そういう人達のがんになったときに、どのように相談すればよいのか——例えば、高校生に対してどういう説明をすればよいのかが相当重要だと思います。

そういう人たちは、恐らくまだ卵子や精子の凍結保存などというところまでは考えていないと思うのです。ただ、それを失ってしまったら大変だと思います。なので下限の年齢はどこら辺なのかと思って伺ったところでした。

#### **健康づくり推進課長**

委員おっしゃるとおり、精子の採取ができない方も対象になる可能性もあります。そうした場合、当然御両親も含めて、がん治療においてはがん診療拠点病院——この治療に関しては秋大病院（秋田大学

医学部附属病院)を中心に、関係医療機関とネットワークをしっかりと作って、必要な説明を当初は秋大の産婦人科の教授が各病院を回って、この治療の意味合いや啓発について説明する予定にしておりましたが、今回のコロナ禍でなかなかそれができない状況にあります。その代わりに、しっかりとパンフレット等を作って、そうしたことを啓発、周知しているところですので、各拠点病院の相談支援センターにもそうしたことをしっかり伝えていきたいと思います。

それからすみません、先ほどの小松委員の質問、大変長く掛かりまして、失礼しました。

大腸がんの北東北3県の死亡率の状況ですが、直近が令和元年になりますが、死亡率1位が青森県、2位が秋田県、3位が岩手県という状況です。参考までに、胃がんについては、委員おっしゃいますように、1位が秋田県は変わりません。2位が山形県、3位が新潟県です。岩手県については21位です。

#### 吉方清彦委員(分科員)

私からも2点ほど伺います。

子育て世帯生活支援特別給付金について地域・家庭福祉課長にお聞きしますが、これは今まで手当を受給されている方は申請不要なのですが、高校生のいる世帯は自分で申し込んでくれということですよ。今、DX(デジタルトランスフォーメーションの略称。デジタル技術を浸透させることで人々の生活をより良いものへと変革するとともに、既存の価値観や枠組みを根底から覆すような革新的なイノベーションをもたらす取組のこと。)の推進などとよく耳にしますが、市町村の関係で、今後こうした申請がしっかり電子化されたりするシステムは出来るものなのでしょうか。

#### 地域・家庭福祉課長

今のところは、そうした対応ができる話は聞いておりません。ただ、市におきましては、独自にこうした世帯を抽出する方向を検討している話は伺っています。

#### 吉方清彦委員(分科員)

やはり今県庁を挙げてDXを推進していると思えますので、それはデジタルの担当部署だけが取り組みばよいわけではなくて、「うちの部署としてもこういう部分は本当に必要だ。」と伝えていって、施策に反映していくことこそが、全庁を挙げたDXの推進だと思います。それは当然市町村にも関係ある話だと思うので、皆さんからも是非強く言ってほしいと思えますが、いかがでしょうか。

#### 地域・家庭福祉課長

この事業が可能かどうかについては、これからすぐに取り組む事業です。ですのでともかくとして、DXの視点はこれから全庁的に求められると思えますので、

何かの事業を行うに当たっては、そうしたことも踏まえながら進めてまいりたいと思えます。

#### 吉方清彦委員(分科員)

次に、健康づくり推進課長に伺います。

妊よう性温存支援事業に関連して、国の補助基準が変わって更に増えたようですが、例を見ますと精子の凍結は3万円ですが、ほかは20万円とか35万円とか50万円となっています。また現行は1回までですが、これからは2回まで助成するとあります。とは言っても、1回当たり30万円とか50万円掛かるとなると、この400万円と少しの予算額では全然行き渡らないと思えますが、今までの実績はどうなっているのでしょうか。

#### 健康づくり推進課長

昨年度実績ですが、卵子凍結が2件、卵巣組織凍結が2件、受精卵凍結が1件、精子凍結が2件、精子採取はゼロという状況です。

#### 吉方清彦委員(分科員)

では、この事業は必要性が低いのかということ、もちろん低いはずはなく、必要性は高いのですが実績がこの程度ということは、実は周知が行き届いていないのではないのでしょうか。もちろん産婦人科の方々が積極的に——産婦人科だけでなく、ほかの診療科も含めて、病院全体で積極的に進めているのは分かるのですが、こういう制度があることをしっかりと周知する取組も必要ではないのでしょうか。

#### 健康づくり推進課長

委員がおっしゃいますように、やはり知らないということがあってはならないと思えますので、こうしたがん治療を受ける可能性がある拠点病院を中心に、秋大のほうでパンフレット等を作っていただきまして、それを活用して必要な患者さんにはお知らせをすることにしていきます。

#### 吉方清彦委員(分科員)

やはり1件とか2件という数ですと、明らかに知られていないのだろうと私は思えますので、そこら辺はしっかりと周知していただきたいと思えます。

#### 委員長(会長)

ほかにありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

#### 委員長(会長)

以上で、健康福祉部関係の議案の質疑を終了します。

ここで、暫時休憩とします。

再開は、午後3時とします。

午後2時49分 休憩

-----  
午後2時58分 再開

出席委員（分科員）  
休憩前に同じ  
説明者  
休憩前に同じ

### 委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。  
次に、健康福祉部関係の陳情等の審査を行います。  
配付している陳情等一覧表により、審査を行います。

8ページをお開きください。

陳情第1号「厚生労働省へ保健所の感染症に対する機能強化を求める意見書を提出することについて」を議題とします。

質問等ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

### 委員長（会長）

次に、10ページをお開きください。

陳情第3号「パンデミックに潜在看護師を活用すべきと国に意見書を提出することについて」を議題とします。

質問等ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

### 委員長（会長）

以上で、陳情等についての審査を終了します。

次に、健康福祉部関係の所管事項の審査を行います。

初めに、執行部から発言を求められていますので、これを許可します。

### 健康づくり推進課長

【提出資料により説明】

### 健康福祉部参事（兼）保健・疾病対策課長

【当日提出資料により説明】

### 医務薬事課長

【当日提出資料により説明】

### 委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及びその他の所管事項についての質疑を行います。

質疑は各課室、一括して行います。

### 加藤鉦一委員（分科員）

職域接種について伺いますが、明日まで受け付けるという話でしたが、3つの団体が承認済みなのはよいのですが、残りの4つの団体は明日中に申請を出すのか——間に合うのですか。

### 医務薬事課長

7件については既に申請は上がってきておりまして、県での確認も終わって国の承認を待っている状況です。

### 宇佐見康人委員（分科員）

何点かお願いします。

新型コロナの保健所間の連携について伺います。  
例えば、秋田市保健所と秋田中央保健所の境界の辺り——例えば追分（秋田市と潟上市の境界に当たる地域のこと。）のエリアにある施設でコロナが発生した場合で、1つの施設に秋田市の人も潟上市の人も通っているとすると、一方では中央保健所が、もう一方では秋田市保健所が聞き取りなどを行うと思いますが、そこら辺の連携や進め方をもう少しうまくできないものかと思ひまして……。

### 健康福祉部参事（兼）保健・疾病対策課長

コロナの感染者が確認されたときに、感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）に基づいて、診断した医療機関から最寄りの保健所に届出があります。例えば、お一人は秋田市保健所であったり、あるいは中央保健所管内の人であったりすることがあるのですが、今回のように例えば施設で発生した場合、受理した保健所が公表するところは担当するのですが、実際にお住まいが秋田市だと判明した場合には、きちんと秋田市保健所に情報を提供して、その後の御家族だったり、関係者の濃厚接触者検査や健康観察を依頼しています。そうした情報については、また管轄する保健所にフィードバックする形になりますので、その施設を一体的に管理することもできますし、ケースのそうした情報共有も十分できているものと考えています。

### 宇佐見康人委員（分科員）

ある施設の方から、中央保健所と秋田市保健所の聞き取りに違いがある——潟上市の人は結構深いことまで聞かれたが、秋田市の人は雑駁な感じだったと聞きました。もちろんどちらの保健所も対応はしっかりしているのだと思いますが、聞き取りのレベル感が違うといえますか、当事者にとってみれば、何で私はここまで聞かれたのか、あるいは聞かれなかったのかと勝手な臆測を生んでしまうのではと心配していたようです。

先ほどの説明では、連携はうまくいっているとの話でしたので、その辺りを丁寧にやるだけで感染された方やその保護者の方の心証は変わってくと思うので、その辺りをどのようにお考えか伺います。

### 健康福祉部参事（兼）保健・疾病対策課長

中央保健所の例だと、いろいろと聞き取りをする中で、実は秋田市にお住まいであることが判明した場合には、一義的に概要を聞き取って、そしてそれを基にして詳細な調査については秋田市保健所に依頼する場合があります。

ただ、実際に聞き取りを受けた方がそう感じたことは事実のようですので、そうした辺りはこの後、こちらのほうでも丁寧な聞き取りや、連携等につい

て進めていきたいと思ひます。

#### 宇佐見康人委員（分科員）

多分同じ施設の中で扱いに差があると感ずるだけで不安感が変わってくると思ひますので、どちらが正しいということではなく、不安を感ずさせないように対応していただきたく思ひます。

次に、児童相談所のことでは何点か伺ひます。

近年、過剰保護や誤認保護などが秋田県に限らず全国的に課題になっている中で、秋田県としてそうしたものに対しての対策等は今何か考へていますか。

#### 地域・家庭福祉課長

そうした声が全国的にあることは承知していますので、児童相談所での対応を丁寧に行っているところでは。基本的に県内においては過剰保護に類する事例はないと考へていますが、現状はないから今後もないということでは決してありませんので、児童相談所の職員の資質向上について、毎年専門職員等を採用したり、研修の充実を図るなど対応しているところでは。

今後についても、1つ1つのケースは異なっていますので、丁寧に児童や保護者に対して、家庭についての聞き取り、あるいは聴取を進めていきたいと考へています。

#### 宇佐見康人委員（分科員）

ありがとうございます。

児童相談所の職員のためにも、あとは保護された児童の保護者のためにも、今明石市では第三者機関の設置を検討していますが、そうしたものが今後必要になると思ひますが、そこら辺まで考へているのでしょうか。

#### 地域・家庭福祉課長

現時点においては、第三者機関を新しく設けるところまでは考へていませんが、社会福祉審議会の家庭福祉部会には第三者の有識者の方に入っています。あるいは児童相談所においては、顧問弁護士や嘱託医といった専門家もいます。こうした方々に、児童相談所とは異なる視点からのアドバイスを頂戴しながら話をしているところでは。

また、昨年度から開始した、親御さんに対するアドバイスを送る取組——治療を兼ねた部分もあるのですが、第三者の有識者による相談や治療を行うプログラムも始めていますので、そうしたものを柔軟に活用しながら、対応していきたく思ひます。

#### 竹下博英委員（分科員）

歯の条例（秋田県歯と口腔の健康づくり推進条例）について1つだけ伺ひます。

年に1回、歯科医師会と意見交換会を開催していますが、そのときに必ず妊婦歯科健康診査事業が話題に出ます。報告書本体を見ますと、利用率は平成30年が51.5%、令和元年が52.5%、令和2

年が55.8%となっていて、利用率は上がっていますが、まだ60%に満たず約半分くらいで止まっています。

歯科医師会の話をお聞きすると、各市町村に歯科医師会の出先機関がないのだそうです。医師会の場合は市町村に保健師などがいるのでよいのですが、なかなか市町村では歯科衛生士や歯科医師さんを採用したり、確保していないので、この制度そのものの認知度が低いことから、どうしたらよいのでしょうかと相談されます。

要するに、パンフレットを用意しているのですが、そのパンフレットに基づいて、母子手帳を発行する際に保健師から妊婦の歯科検診の重要性についてアピールしてほしいということだそうです。市町村ごとの利用率も出ていますが、実際にそうした取組を行っている市町村は、非常に高い利用率となっていて、この制度を利用してもらっている結果が出ていますので、県は市町村に対しいろいろな機会を利用して、妊婦の歯科検診を是非とも奨励してもらいたいのですが、どうでしょうか。

#### 健康福祉部参事（兼）保健・疾病対策課長

この妊婦の歯科検診ですが、県が補助を出して取り組んでいるところは少なく、しかも利用率が50%を超えるようなところも同様と聞いています。

市町村もこの事業の重要性を強く認識していますので、今委員がおっしゃったように、母子手帳を発行する際や、また、全ての市町村に子育て世代包括支援センターが出来ましたので、そうした窓口で繰り返し事業の周知を図ってまいりたいと考へています。

#### 宇佐見康人委員（分科員）

すみません、1点だけ伺ひます。

ほかの部局の事業になりますが、国体（国民体育大会）に参加する選手に対してのPCR検査が行われています。国体は9月に開催されますが、それまでに出場選手へのワクチン接種は可能か聞いてくれと言われたのですが、可能なものなのでしょうか。

#### 医務薬事課長

一般接種を始めるに当たって、保育園や小中学校の先生方について優先的に接種するなど特定の方について優先接種を設けている市町村がありますが、国体選手を優先接種の対象とする市町村があるという話は聞いていません。

いろいろな団体から優先的に接種させて欲しいという話がありますが、優先接種の考へ方については、基本的に重症化リスクが高い方と医療提供体制を確保できるようにという国の考へ方の下に、医療従事者、高齢者、基礎疾患のある方という優先順位を示しています。それとは別に、例えば感染リスクが高い方ですとか、感染したときの影響が大きい方など、

独自の基準を設けることについては、接種する市町村が設けることは差し支えないと思いますが、県が統一的にそうした考え方を示すことについては適切ではないと思っていますので、実際に接種を行う市町村が判断するものと個人的には思っています。

**委員長（会長）**

ほかにありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

**委員長（会長）**

以上で健康福祉部関係の所管事項についての質疑を終了します。

本日はこれをもって散会し、明日、6月25日金曜日、午前10時から委員会及び分科会を開き、生活環境部関係の審査を行います。

散会します。

午後3時40分 散会

令和3年6月25日（金曜日）

本日の会議案件

**1 議案第132号**

令和3年度秋田県一般会計補正予算（第4号）  
（生活環境部の関係部門）（趣旨説明・質疑）

**2 議案第155号**

秋田県自転車での安全で適正な利用の促進に関する条例案  
（趣旨説明・質疑）

**3 生活環境部関係の付託案件以外の所管事項**

（趣旨説明・質疑）

本日の出席状況

出席委員

委員長（会長）	吉方清彦
副委員長（副会長）	宇佐見康人
委員（分科員）	小松隆明
委員（分科員）	加藤鉦一
委員（分科員）	竹下博英
委員（分科員）	土谷勝悦
委員（分科員）	薄井司

書記

議会事務局議事課（政務調査課兼任）	山崎裕介
議会事務局政務調査課	高橋健
健康福祉部福祉政策課	長澤明子
生活環境部県民生活課	高橋和也

## 会議の概要

午前9時58分 開議

出席委員（分科員）

委員長（会長）	吉方清彦
副委員長（副会長）	宇佐見康人
委員（分科員）	小松隆明
委員（分科員）	加藤鉦一
委員（分科員）	竹下博英
委員（分科員）	土谷勝悦
委員（分科員）	薄井司

説明者

生活環境部長	柳田高人
生活環境部次長	長嶋直哉
生活環境部次長	川村之聡
生活環境部参事	持主美彦
生活環境部参事（兼）環境管理課長	古井正隆
生活環境部参事（兼）生活衛生課長	

県民生活課長	庄司浩久
八郎湖環境対策室長	齋藤秀樹
温暖化対策課長	石井公人
環境整備課長	高橋佐紀子
自然保護課長	高橋正嘉
	澤田智志

### 委員長（会長）

ただいまから、本日の委員会及び分科会を開きます。

生活環境部関係の議案の審査を行います。

議案第155号を議題とします。

また、分科会では、議案第132号のうち、生活環境部に関係する部門に関する審査を行います。

生活環境部長の説明を求めます。

### 生活環境部長

【部局関係説明書により説明】

### 委員長（会長）

次に、関係課長の説明を求めます。

### 県民生活課長

【議案〔23〕、補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

### 健康福祉部参事（兼）環境管理課長

【補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

### 健康福祉部参事（兼）生活衛生課長

【補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

### 自然保護課長

【議案〔21〕、補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

### 委員長（会長）

以上で、説明は終了しました。

ただいまの説明及び議案に関する質疑を行います。質疑は各課一括して行います。

### 薄井司委員（分科員）

最初に、自転車の条例（秋田県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例案）の関係で伺います。この条例には罰則規定を設けていますか。

### 県民生活課長

罰則規定は設けておりません。

### 薄井司委員（分科員）

一番気になるところは、保険の加入についてです。保険への加入が義務化されるようですが、罰則がないので、いろいろな周知の仕方があると思います。条例の趣旨を普及することで、条例本来の目的に沿った形に進んでいくのか、そこら辺はどのように考えていますか。

### 県民生活課長

罰則規定については、本県だけでなく他県の条例を見ても設けていません。理由としては、まずは保険の加入促進に向けた利用者の意識向上が重要であ

ることと、自転車は自動車のナンバープレートのよう  
に登録する制度ではないこと、それから保険について  
も、人に掛ける保険や、あとは自転車本体に掛ける  
保険などたくさんの種類——さらに細かく見ると、  
本人だけを対象としたものや、家族全員を対象とし  
たものなど、様々な種類があります。

つまり、物理的に自転車を利用する人の保険の加  
入状況はすぐに確認できないので、まずは保険加入  
への意識の向上が必要であることから、罰則規定は  
設けていないものです。

また普及については、提出資料の2ページに主体  
別にいろいろと書きましたが、通常の交通事故防止  
の観点から様々な取組を行っています。自転車の点  
検や保険の加入など、いろいろな方々から交通安全  
についてはいつも協力していただいていますので、  
そのラインで普及啓発を図っていくこととしていま  
す。

あとは、小・中・高校の児童生徒の傷害保険への  
加入率はほぼ100%ですので、そこはよいですが、  
それより上の年代——特に高齢者や、農村部に  
一人でお住まいの方々への保険加入について特に力  
を入れるように知事からも指示がありましたので、  
例えば農協（農業協同組合）や共済（全国共済農業  
協同組合連合会）と一緒に取り組むなど、いろい  
ろな手法で普及を進めていきたいと思えます。

保険自体はあまり値段が高くないという側面もあ  
りますので、そういった点も含めて周知していきま  
す。

#### **薄井司委員（分科員）**

多分保険を義務づけたのは、全国でいろいろな自  
転車による事故が起きていることが背景だと思いま  
すが、そうだとすれば、被害者に対してある程度の  
補償がついた内容の保険でないと、せっかく義務化  
したとしても被害者を救うことができないと思いま  
すので、そこら辺はどう考えていますか。

#### **県民生活課長**

全国的に自転車が加害者となる事故で多額の損害  
賠償金を請求される例があり、これまでで一番高額  
だったのが約9,500万円です。したがって、県で「  
こういう保険に入りなさい。」と決めるわけでは  
ないのですが、一般的には補償額1億円が一応の  
目安になると思います。基本的に事故を起こすと  
加害者も被害者も大変な損害を被りますので、ま  
ず1億円の補償額であれば賄えるものと考えていま  
す。

また、先ほども申し上げましたが、私が入ってい  
る保険も、年間1,100円程度なのですが、単  
独で保険に入るのではなくて、現在加入している例  
えば自動車保険や火災保険の特約としてオプション  
に入ると安価なので、そうしたことも周知してい  
くこととしています。

あとは、自転車の点検をすることで自動的に保険  
に加入できるものもありますので、そういう様々な  
種類があることと、安価であることを周知し、加入  
率を高めていきたいと考えています。

#### **薄井司委員（分科員）**

様々な保険があることは、今の説明でわかりまし  
た。そうすると、いろいろな形で説明していかないと、  
なかなか県民の理解が得られないことも想定され  
ます。恐らくいろいろな保険会社と情報交換をして  
いると思いますが、このくらいの値段でこのくら  
いの補償であるといった目安を出していただきたい  
のです。例えば小・中・高校生であれば、保護者が  
その部分を負担することになると思うので、そこ  
はどう考えていますか。

#### **県民生活課長**

小・中・高校生に関しては、PTAを通じて、自  
転車だけではなく様々な課外活動に対応した保険に  
加入していて、金額も年間400円程度です。加入  
率も小学校は100%ですし、中学校と高校はPTA  
がない学校もありますのでそこを除くと100%  
近くが加入していますので、その部分はあまり心配  
はしていないのですが、それ以外の世代について加  
入している人と加入していない人がいますので、例  
えばフローチャートを作って確認してもらおうと考  
えています。具体的には、自動車保険などのオプシ  
ョン等で加入しているとか、自転車の点検をする際  
に加入したとか、単独の保険に加入しているなどを  
確認できるようにします。

今回の予算案では、こうしたフローチャートや保  
険の種類などを記載したチラシを作成することとし  
ています。検討会の委員として、先ほども申しまし  
たが、保険会社や老人クラブなど様々な分野の方  
に変わってもらい条例案を検討してきましたので、  
チラシについても検討会のメンバーから意見を頂い  
て、県民にわかりやすいチラシを作りたいと考  
えています。

#### **薄井司委員（分科員）**

PTAで加入する保険の話がありましたが、その  
保険の内容は、例えば対人、対物補償の上限額はど  
のくらいか把握していますか。

#### **県民生活課長**

PTAによる保険ですが、掛金が年間  
400円で、自転車に限らず、事故で相手にけがを  
させた場合、補償額は1億円となっています。また、  
相手の物を壊してしまったときなどの対物補償につ  
いても最高で1億円が補償されます。

したがって、このPTAによる保険に入ると、自  
転車だけではなくて、様々な学校外での事故に対  
応できることとなります。

#### **薄井司委員（分科員）**

もう一点、例えば大学生とかが自転車を個人同士で売買した場合に、保険に入っているのかいないのか、なかなか確認が取れない場合があると思います。そうしたことも想定していますか。

#### **県民生活課長**

大学生については、個別に各学校を回るほか、条例制定に向けた検討会の座長が秋田大学の先生でしたので、大学生の状況を聞きまして、そういう実態があれば対応していきたいと思います。

基本的には人に掛ける保険と自転車に掛ける保険がありますので、保険に加入している、していないを個別に確認し対応していきたいと思います。

#### **薄井司委員（分科員）**

最後になりますが、農協や教職員などにはそれぞれの職域団体で加入する保険がありますよね。そうしたところにも働きかけていくのも加入促進の1つの方法かと思っておりますので、是非検討していただければと思いますが、いかがですか。

#### **県民生活課長**

周知についてはチラシとポスターの2通りを考えているほか、事業者向けのチラシと県民向けのチラシを作ることとしています。

事業者に対しては、事業活動で自転車を使う場合の保険と、従業員が個人で利用する場合の保険と2通りがありますので、そうした違いなども事業者向けのチラシに載せて、周知を図っていきたくと思っています。

#### **土谷勝悦委員（分科員）**

条例が制定される背景には、自転車によるいろいろな事故やそれによるけがなどがあったことによるものだと思いますが、実際に秋田県では、例えば去年だと自転車に関する事故はどれくらいあるのですか。

#### **県民生活課長**

交通事故のうち自転車に関係する事故については、例えば令和2年の状況ですと、交通事故全体が

1,377件で、そのうち自転車に関係する事故は158件となっております。割合にすると10%くらいです。また、その前年の令和元年が175件ですので、減少傾向です。

ほとんどが自転車対車の事故ですが、中には自転車同士ですとか、あとは自転車対人という事故もありまして、一定の件数はあります。

#### **土谷勝悦委員（分科員）**

その中に死亡事故もありますか。

#### **県民生活課長**

死亡事故に関しては、自転車対車の事故ですが、令和2年は2件発生しています。

#### **土谷勝悦委員（分科員）**

いずれにしても、大変危険な場合が結構あるので、

こうした取組をどんどん進めていくことは本当に大事なことだと思います。できればきちんと補償してもらえるように、保険の加入促進は必要だと思うので、是非しっかりと進めてほしいことを要望して終わります。

#### **加藤鉦一委員（分科員）**

小・中・高校生についてはほぼ全てが保険に加入しているようですが、高齢者——65歳以上の高齢者が絡む自転車の事故はどの程度ありますか。

#### **県民生活課長**

自転車に関する事故の高齢者の割合は今すぐには出てこないのですが、交通事故全体に占める、例えば高齢者の死者の割合は、去年は約7割でした。交通事故全般の話になってしまいますが、高齢者の交通死亡事故対策は喫緊の課題であり、保険加入は事故が起こってから話なので、まずは事故に遭わない、事故を起こさない対策を条例の中でも規定して、取り組んでいきたいと考えています。

#### **加藤鉦一委員（分科員）**

高齢者のヘルメットの着用について記載されていますが、高齢者の方がヘルメットをしているイメージが湧きません。高齢者は事故に遭う確率が比較的高いので、ヘルメットがあるかないかによって、やはり頭部の損傷を防ぐことができると思うのです。私もいわゆる団塊の世代ですが、元気な高齢者が増えて、健康のためにその人達が自転車を利用する場面は多くなっていくと思います。ですから、その辺りの周知の仕方は大変大事だと思うので、老人クラブという話もありましたが、そうしたところを介してよく周知していただきたいと思いますが、いかがですか。

#### **県民生活課長**

ヘルメットについては、各県の条例の中でも規定の仕方が割とばらばらで、努力義務規定だったり、義務化を明記していたりと、いろいろな考えがあるようです。

秋田県の場合は、実態としてヘルメットをかぶっているのはほぼ通学途中の小中学生で、それ以外の高中生や大学生、或いは高齢者も含めた一般の方がヘルメットをかぶっているのはあまり見かけません。

ヘルメットについても、いわゆる昔ながらの工事現場でかぶるようなヘルメットではなく、今は流線型で格好のいいヘルメットがあり、値段もホームセンター辺りで2,000円とか3,000円で購入できるものがたくさんあります。やはり頭を打つと死亡する確率が高く、肘や膝などけがをしやすい場所はたくさんありますが、頭が一番危険なので、警察と連携してヘルメットの重要性をしっかりと周知していくことと、繰り返しになりますが、今は見た目のよいヘルメットがあることを、老人クラブ団体だけ

でなく、いろいろな方々に周知して、少しでもヘルメットを着用してもらえるように取り組みたいと思います。

また、条例では高齢者の家族がヘルメットの着用について助言するようなことも盛り込んでいます。ヘルメット着用を押しつけるのではなく、家族のいろいろな話合いの中で、ヘルメットが大事であることを高齢者に理解してもらいたいと考えています。

#### **加藤鉦一委員（分科員）**

分かりました。今後も高齢化社会は続くし、高齢者も増えていきますが、今は昔ながらの自転車屋さんはいなくなっていきますよね。ある程度大規模な店舗でも自転車が販売されていますし、自転車専門店も多くなっています。そうしたところにお客さんとして来た方々に対して、販売する側がただチラシを置くだけではなくて、しっかりとヘルメットの着用が大切であることを話してもらえば効果が出ると思いますので、是非その部分をお願いしたいと思います。

#### **吉方清彦委員（分科員）**

2点伺います。1つは保険のことですが、私の家でも子供が自転車をぶつけたことがあったので、そのときに保険屋に聞いたら、自動車保険の個人賠償責任特約という大体1,000円くらいで入れる保険があるそうですが、それに1台でも入っていれば、そういう自転車の事故はカバーできるそうです。個別の保険加入が必要になるのは、車を持っていない高齢者や大学生に限られてくると思いますが、そうしたことを周知することがもしかしたら一番効果があると思いますが、そういう点に関してはどうでしょうか。

#### **県民生活課長**

今委員がおっしゃったとおりでして、私もその保険に入っていて、単独の保険に入る必要はなく、今ある既存の保険——自動車でも火災保険でも何でもよいのですが——にオプションをつけて、補償額も1億円というのがほとんどですので、先ほどフローチャートの話をしました。まず現状を認識していただいて、そうした保険に入れば、条例で考えている、いわゆる相手にけがをさせた場合の部分については、家族も全部カバーできますので、十分対応できることを周知したいと思います。

#### **吉方清彦委員（分科員）**

あと1点伺います。これを進めるに当たっては、いろいろな部署が関わると思います。学校、警察との連携はもちろん重要なのですが、私は以前建設委員会におりましたので、建設部との連携も、道路標示や自転車の走る区分などがありますので、非常に重要だと感じています。それに対して、実はそういった部局横断的な連携があまりうまく行っていない

ように感じます。実際に連携について伺うと、「そうですね、連携しなければいけませんね。」という返答でしたので、こういう条例が出来るのであれば、やはり県民生活課が主体となって、いろいろな部署と繋がる取組をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

#### **県民生活課長**

条例の第10条で道路環境の整備をうたっていますが、その中で「県は国や市、交通安全団体等と連携して、歩行者、自転車、自動車等の安全な通行を確保するため、自転車に係る道路環境の整備を図ること」を規定させていただきました。この部分については、もちろん建設部とはいつも話をしている、建設部で作成した自転車活用推進計画では——県全体で自転車の利用を促進しましょうという計画なのですが、その計画の中にハード整備について言及していますので、そうした部分についてはその計画に基づいて整備していくことを確認しています。

また委員がおっしゃったとおり、学校や警察だけでなく観光部門など様々な部署に条例の検討委員に入らせていただいて条例案を検討してきました。この条例と自転車活用推進計画は車の両輪のようなものですので、ソフト、ハード含めて、関係機関と連携して取り組んでいきたいと考えています。

#### **小松隆明委員（分科員）**

私はこのとおりルーズな人間ですので、自分が自転車を買うときに、保険に入ることにについてユーザーの一人としては考えが及びもしません。したがって、飽くまでも自転車事故、あるいは万が一のときのための条例ということで立案されたと思いますが、買う時点で、価格に転嫁するなどして保険に加入させることを義務化できないのは、多分日本の憲法の建前上といえますか、私権に立ち入れないためにこういうややこしいことになっていると思います。私にすれば、このようにいちいち細かくやらなくても、もっとやり方がある気がします、その点はいかがですか。

#### **県民生活課長**

この条例を作るようになった一番のきっかけは、自転車で人をはねて死亡事故に至ったことでして、そういう事例が多いので、国でも保険の加入促進を推奨していて、それにより全国でも条例化が進んでいます。まずはやはり安全、安心が大事であり、保険への加入率も低いので、そういう部分から取り組んでいこうという国からの通知がありましたので、それを踏まえて……。

【「そこは分かります」と呼ぶ者あり】

#### **小松隆明委員（分科員）**

さっき課長が言われたように、自動車を買う時点で——いずれ任意保険の中にそうした特約がある場

合が多いようですが——一般ユーザーが車を買うときに、自転車の保険に入っているとかいけないとか、そこまで細やかに配慮できる消費者——ユーザーは、私はほとんどいないと思います。したがって、売側の自転車屋が、売る時点でやはりもっとお客様に対して詳しく説明してあげるような配慮があれば、おのずと加入率は高まるのではないかと思います、いかがでしょうか。

#### 県民生活課長

小松委員が指摘されたとおりです。条例の中でも、やはり一番最初に接するのは自転車の小売業者の方々なので、その方々に努力義務を課して、例えば購入した人や修理した人に対して自転車保険の加入の有無を確認するように条例の中でうたいました。その部分で、加入していない場合はそういう情報を提供することを規定させてもらいましたので、その部分は進んでいくと考えています。

#### 小松隆明委員（分科員）

先ほど課長から説明がありましたとおり、掛金そのものは微々たるものだと思います。したがって、自転車販売業者が売る時点で価格にそれを上乗せして、なおかつ説明すれば、ほとんどの消費者は納得すると思います。そこら辺のところを丁寧に説明すれば、おのずと保険に加入し、万が一の事態でも対応を心配しなくてもよいことになろうかと思しますので、是非その点を強調していただければと思います。

#### 県民生活課長

小売業者との連携が一番重要だと我々も認識していますので、進めていきたいと思っています。

#### 薄井司委員（分科員）

提出資料の3ページ、消費生活の安全・安心に関する事業について伺います。（2）の消費者行政強化事業ですが、これはそのまま秋田市に予算をつけてやる事業ですか。

#### 県民生活課長

そのままといいますか、秋田市で実施する取組に対して県が補助する事業です。

#### 薄井司委員（分科員）

そうすれば、県から各市町村に「こういう事業がありますよ。」と周知した上で、秋田市が手を挙げたということですか。

#### 県民生活課長

この事業は県が2分の1を補助しますが、秋田市だけではなく、全ての市町村に、例えば食品ロスすとか、SDGsなどの先端的な消費政策に関わる補助事業の周知を行い、それに対して秋田市が手を挙げたものです。

#### 薄井司委員（分科員）

先端的な取組とありますが、具体的にはどのよう

なことを秋田市では行うのですか。

#### 県民生活課長

秋田市では食品ロスの削減に向けた啓発イベントや講座を開催することとしています。中身が先端的というよりは、消費者庁が決めている先端的な取組項目の中に食品ロスの削減があるということです。

具体的には、10月が食品ロス削減月間なので、それにあわせて例えば食品ロスを少なくする調理の実演を行い、こういうことを生かして食品ロスの削減を目指しましょうといったイベントを秋田市で考えているようです。

#### 薄井司委員（分科員）

分かりました。

続けて提出資料の6ページの、自然の中でワーケーション推進事業について伺います。

（1）の自然ふれあい環境整備事業ですが、①の秋田県営玉川温泉ビジターセンターにはWi-Fi環境の整備とありますが、例えばほかの②（秋田県営鉾立ビジターセンター）や③（秋田県奥森吉青年野外活動基地）や④（秋田県環境と文化のむら）については記載がないので、もうすでにWi-Fiは設置されているのですか。

#### 自然保護課長

③の奥森吉については光回線が通っていないものですから、やはり光回線を整備するだけで3,000万円以上の工事費が掛かるため、検討の結果、Wi-Fiの設置は断念しました。

②の鉾立のビジターセンターについては、周辺にそういう施設があるので、Wi-Fiは必要ないと判断しています。

（※23ページで発言訂正あり）

#### 薄井司委員（分科員）

Wi-Fiがそばにあるのと、ビジターセンターにあるのでは意味合いが違うと思うのですが、Wi-Fiのある施設は隣接してるのですか。

#### 自然保護課長

鉾立に関しては光回線が通っていないため、光回線を引かなくてはならないため対象外にしています。すみませんでした。

（※23ページの発言を訂正）

【「文化むらも」と呼ぶ者あり】

#### 自然保護課長

④の環境と文化のむらについては、敷地内にある愛鳥山荘の中に昨年度Wi-Fi環境を整備しましたので、Wi-Fiが使えるようになっています。

#### 薄井司委員（分科員）

ワーケーションとうたっていて、そういういろいろな施設を訪問しても、Wi-Fiの環境が整っておらず通信ができないとすれば、行った甲斐がない、それを期待して行った利用者は残念だと感じてしま

うと思いますが、そういうことはありませんか。これは国の交付金事業ですよ。

#### 自然保護課長

そうです。

#### 薄井司委員（分科員）

いずれ整備しなければならないでしょうから、可能な限り交付金を使って、Wi-Fiを整備すべきだと思いますが、今後どうですか。

#### 自然保護課長

私どもも昨年度から、光回線が通っているところについては、Wi-Fi環境を整備して対応してきましたが、それ以外のところでどれだけの費用が掛かるかを検討しましたところ、例えば奥森吉の青少年野外活動基地ですと、それこそ森吉山荘までは光回線が来ているので、そこから野外活動基地まで回線を敷設するための費用について業者に見積りを依頼したところ3,000万円以上掛かることが判明し、やはりそれだと敷設は無理だと断念した経緯があります。まずこの予算の範囲内でできるところを整備したいと思います。

#### 宇佐見康人委員（分科員）

関連で伺います。Wi-Fiについてですが、鉾立はビクターセンターなのでよいのでしょうか、奥森吉の野外活動基地でWi-Fiが飛ばない中でワーケーションを行うとなると、どのようにワークの部分を担当するか気になるのですが。

#### 自然保護課長

奥森吉の青少年野外活動基地は、設立の趣旨からいきましても環境教育に主眼を置くことで、主に学校や教育委員会等の行事などで利用していただくことをメインに考えております。

そういう点では、この施設で仕事をさせていただくというよりも、その手前の森吉山荘などを使って仕事をしながら、奥森吉の野外活動基地に来ていただき自然に触れ合ってもらうための整備という形で考えています。

#### 宇佐見康人委員（分科員）

それをワーケーションの予算に組み込むことは、趣旨からして違うのではありませんか。国の交付金で県に有利な予算だから活用することは分かるのですが、ワーケーションを推進するというのであれば、近くにWi-Fiが飛んでいるからよいのだという考え方も分かるのですが、ワーケーションの本来の趣旨は、ワークする場所を選ばず、なおかつワーケーションで自然と触れ合うことがメインですので、ワークの部分が飛んでしまっただけでは、これをやる意味はあるのかという疑問があるのですが。

#### 自然保護課長

確かに委員おっしゃるとおり、パソコン等をしっかり使える環境でなければワーケーションにならない

いのではないかという御指摘はもっともだと思います。ただ、そういうワーケーションを推進する中で、感染リスクの低いキャンプ場などの環境整備を行いながら、ワーケーションツアーなどでこの施設も快適に使っていただくために施設整備をする必要があると考えていて、当初は確かに奥森吉の青少年野外活動基地に光回線を通し、Wi-Fi環境の整備を検討しましたが、それに関しては断念せざるを得なかったのです。ただ、この施設を整備することによって、奥森吉地区に来られる方々の利便性が向上しますから、そのための整備はやはりやるべきだと思います。ワーケーションの事業の中に入れてさせていただいたところですよ。

#### 宇佐見康人委員（分科員）

Wi-Fiの整備に当たり、光回線を引くためには3,000万円掛かることは分かったのですが——ここには主要な携帯電話会社の電波は届くのですか。

#### 自然保護課長

今のところは、NTTドコモの電波がやっと届くような状況です。

#### 土谷勝悦委員（分科員）

また提出資料の3ページに戻りますが、消費者生活安全・安心事業の食品表示事例集の作成、配付のところで、漬物や加工食品、玄米、精米と書かれているので、多分米の関係だと思えますが、これはどういう狙いで食品表示を変えなければならないのか——消費者にプラスの効果があるから変えるのか、それとも衛生の面で必要だから変えるのか……。またみそや漬物を作るとすれば、みそやこうじなどで米の消費を促進させたいがためにやるのか、そこら辺はどういう狙いでこういうことになったのか、そこを教えていただけますか。

#### 県民生活課長

この事業については——今年の7月から、いわゆる玄米と精米に関する表示の部分が改定になりました。事例集は、既に昨年——ここにありますが——産直（産地直売所）向けに一回作って配付しています。産直は、ほぼ全部が玄米や米を扱っていると思いますので、扱っているところが多いこともあり、その部分がかかなり大きく改正になりましたので、単に通知するだけではなく、実際に配って見てもらっている事例集をバージョンアップ——米に関するページを増やすため、新たに作ることにしたものです。

したがって、漬物についてはもともと載っている部分なので、その内容は改定しませんが、例えばイラストをもっと増やすなど分かりやすい内容に変えて、米の部分のバージョンアップしたものを作って配付するという事業です。

### 土谷勝悦委員（分科員）

配付先の事業者の中に、産地直売所150か所くらいとあるのですが、今県内で一番元気があるのはやはりそういう産直や道の駅で、それこそ漬物等を全国に発送するなど、いろいろなことに取り組んでいるところが多いと思います。

そうした中で、元気を出して頑張っているところにあまりブレーキがかかる厳しい形——こういう規則や何かで縛ってしまうことはあまりよいことではないと私は思いますが、そこはどうなりますか。

### 県民生活課長

こちらの趣旨としては、そういう取組にブレーキをかけるつもりは全然ありません。ただこれは秋田県だけが行っているわけではなく、米の表示については、全国的に改正されたものですので、そこをやはり事業者に分かってもらわないと、せっかく作ったものが間違った表示のまま全国に発送された場合に、届いた先で問題になってしまうので、やはりある程度こういう大きい改正は守ってもらいたいことから今取り組んでいるものです。ブレーキをかけたりするつもりは全然ないので、分かりやすく「このように変わりましたよ。」と周知するために事例集を作ろうと考えています。

### 土谷勝悦委員（分科員）

秋田県はJAを通じた米の集荷などの面で、比較的しっかり米の生産量や消費量を把握されていると思います。一方で東京のほうの近郊農業、大都市に近い農業になると、JAとかに関係なく自分たちで会社を作って取引していて、そういうところでは米がどのように消費されているかは分からない状況になっていると思うので、多分国ではそこら辺を狙っていると私は今思ったのです。やはりそうした意味で、こういう状況の中で直売所などが一生懸命頑張っているところには、ある程度温かい目を県でも向けてほしいと思いますので、どうかそこら辺をいろいろと考えながら取組を進めてほしいと思います。

### 竹下博英委員（分科員）

今の関連で、分からないので伺いますが、結局、玄米と精米に係る表示が改正されることによって、端的に言えば産直の人にとって良くなるのか悪くなるのか、どちらですか。

### 県民生活課長

今回の改正の内容は、従来、農産物検査法という法律で原料玄米がその法律に基づく検査を受けたものでないと——いわゆる3点セットと言っていますが——例えば「秋田県」「あきたこまち」「令和2年産」という表示ができなかったのですが、それが規制緩和されて、自分で根拠となる書類を持っていれば、法律に基づく検査を受けていなくてもいわゆる3点セットを表示できるようになりました。これ

は規制緩和の流れなので、良くなったとこちらサイドでは考えています。

### 竹下博英委員（分科員）

要するに、今まで難しかったことが簡単になるのですね。

### 県民生活課長

そうです。

### 竹下博英委員（分科員）

そうすれば、今まで検査だ何だとやらなければならなかった人達にとっては手続きが簡単になって、証拠書類だけ保管しておけばよいわけだから、よいことですよ。

### 県民生活課長

いわゆる検査を受けなければ表示できなかったことが、検査を受けなくても、根拠書類を持っていればいわゆる3点セットを表示できるようになったので、よいことだと思っています。

事例集については、去年作ったものがありますが、その部分は古いままなので、新しく直して、新たに配付することにしていきます。

### 竹下博英委員（分科員）

つまり、今回は玄米と精米のところだけが改正になったと解釈してよいのですか。

### 県民生活課長

そのとおりです。

### 加藤鉦一委員（分科員）

自然保護課の秋田駒ヶ岳情報センターの債務負担行為のところを教えてください。私もそのバス停を利用することがあるのですが、奥のほうに温泉があって、そこに広間や売店がありますよね。あれも含めて指定管理するのですか。

### 自然保護課長

この施設は、アルパこまくさという国（国土交通省秋田駒ヶ岳火山防災ステーション）と県（秋田県営秋田駒ヶ岳情報センター）と仙北市（自然ふれあい温泉館）の複合施設になっておりまして、施設全体の維持管理については、維持管理協定を三者の間で結び、その負担割合を決めていますので、県の分、国の分、それから市の分と分かれています。

### 加藤鉦一委員（分科員）

では、仙北市も国も、ここの施設全体の維持のためにそれぞれ負担するという考えでよいですね。

### 自然保護課長

共用部分について、建物全体の床面積の割合で負担割合を決めておりまして、県が27%、国が24%、それから仙北市が49%という負担割合となっています。

### 薄井司委員（分科員）

提出資料5ページの生活基盤施設耐震化等交付金事業ですが、追加交付とあるので、既に交付してい

る部分があるのですが、どのような流れで追加交付することになったのかをお知らせ願いたいと思います。

#### **生活環境部参事（兼）生活衛生課長**

今回の追加交付については、国の内示額が要望額を上回るものでしたので、各市町村に追加の事業の打診をしたところ、秋田市が手を挙げたものです。

#### **薄井司委員（分科員）**

つまり、最初に秋田市は県に560メートルで申請して、その後、730メートルに延長したいと改めて申請があったのですよね。

#### **生活環境部参事（兼）生活衛生課長**

そうです。この事業は国の内示額の中で県が各市町村に割り振りができますので、秋田市からの——自己負担もありますので——1,333万3,000円を追加したいという相談に対して、それでは交付しましょうという形になったものです。

#### **宇佐見康人委員（分科員）**

1点だけお願いします。環境基本計画等普及啓発事業なのですが、ウェブサイトにデジタルコンテンツを掲載するとありますが、これには更新料も含まれていますか。

#### **生活環境部参事（兼）環境管理課長**

更新料については含まれていません。今年度この予算でウェブサイトを作りますが、その後の更新は基本的には職員が行うイメージです。

#### **委員長（会長）**

ほかにありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

#### **委員長（会長）**

以上で、生活環境部関係の議案の質疑を終了します。

次に、生活環境部関係の請願及び陳情等はありませんので、生活環境部関係の所管事項の審査を行います。

初めに、執行部から発言を求められていますので、これを許可します。

#### **県民生活課長**

【提出資料により説明】

#### **健康福祉部参事（兼）生活衛生課長**

【当日提出資料により説明】

#### **委員長（会長）**

以上で、説明は終了しました。

ただいまの説明及び所管事項についての質疑を行います。

質疑は各課室一括して行います。

#### **竹下博英委員（分科員）**

私から、第11次秋田県交通安全計画（案）の概要について県民生活課長に伺います。計画自体はすごくよいと思っていますが、車に乗る立場として一

番危険だと思っていることは、冬期間、降雪によって歩道を歩けなくなると、歩行者は車道を歩行しますよね。自転車に乗っている人もいないわけではないですが、そこが一番危ないと思っているのです。提出資料を見ますと、中程の「対策の柱」のところの3番目に歩行空間等の整備と、右側の「高齢者の交通事故防止対策のポイント」のところにも、歩行空間等の整備とあり、その中に段差などについて書いています。やはり融雪する道路を増やすとか、ふだんはないが、冬期間に段差が出来てしまうところなど、その部分を相当注目——単に滑って転んで骨折するのは交通事故ではないかもしれないが、やはり車と接触するような事故は危ないですし、私が車に乗っていても非常にそこが危険だと思うので、その視点が欠けている気がするのですが、どうですか。

#### **県民生活課長**

そういう部分も含めて、道路交通環境の整備は非常に重要なことですので、建設部や市町村とも連携して取り組む必要があります。ここに記載するかどうかを少し検討して、いずれ今御指摘の視点を踏まえて、きちんと推進していくつもりです。

#### **竹下博英委員（分科員）**

それから、もう1つは障害者の部分で、例えば秋田は雪が降るところですので、冬の間は車椅子の方々もそれを分かっているあまり外出しないのですが、動線確保という意味で、例えば秋田市だと広小路から秋田駅までの区間や——地方のところはよく分からないのですが、例えば大館駅から公共施設までの区間、あるいは秋田駅から県庁や秋田市役所までの歩道を全部融雪して、車椅子でも行ける——要は降雪期の動線をきちんと確保する政策が重要で、障害者や足の不自由な人にとっても便利です。ところどころに融雪されていなくて段差があって、その1か所のために車椅子が通れなくなったりする事例があるので、そこら辺のところも一回そういう立場に立って検討すべきだと思いますが、どうでしょうか。

#### **県民生活課長**

私も歩いているときに、融雪されている部分はよいのですが、交差する道路に雪があって不便さを経験しています。そういう視点は非常に大事なことで、どこまで書けるか分かりませんが、そういうことも記載したいと考えています。

#### **竹下博英委員（分科員）**

よろしくをお願いします。

#### **加藤鉦一委員（分科員）**

先ほどの自転車条例とは違う話ですが、歩行中の高齢死者数がこの5年くらいずっと増えてきていて、比率も70%が85%に増えている——これは高齢者自体が増えていることとは関係なく、高齢歩行者の死亡事故が増えているということなのか——これ

はどのように捉えたらよいのでしょうか。全体的に死者数は減っているのに、歩行中の高齢者の死亡事故が増えているのですか。

#### 県民生活課長

いわゆる交通事故で亡くなる方のうち、65歳以上の方の比率が高いことを示しています。それについては、例えば車を運転していて自損で亡くなる方もそうですし、道路を歩いていてひかれる方も含め、全ての交通事故において亡くなる方のうち、65歳の人の割合が——交通事故そのものは減っているのですが、高齢者は減っていないこととなります。

#### 加藤鉦一委員（分科員）

第11次交通安全計画（案）と書かれている厚い資料の4ページの「歩行中の高齢死者数」と書かれているグラフを見ますと、平成29年の70%から令和2年は85%へ上がっていますよね。歩行中の死者数が上がるとはどういうことなのか。歩行中とあるので、運転中ではないのでしょうか、歩行中と書いているから……。

これは警察に聞く質問——分析は警察だと思いますが、何でもこういうことで率が高くなっているのかがよく分からないということを聞いているのです。

#### 県民生活課長

全体の交通事故の中で、歩いていて亡くなる方がいるわけですが、そのうちのほとんどが——例えば歩行中に交通事故で亡くなった方が令和2年には14人いるのですが、そのうち12人が65歳以上の高齢者だったというデータがあります。

その要因を分析しますと、例えばですが、身体機能の衰えにより、まだ車が遠くにいるから道路を横断しようと思っても実際は渡りきれず、その車にはねられてしまう——もう少し詳しく言いますと、交差点内で車にひかれるパターンは、車は左側通行ですので、左側にいる人は発見しやすいので渡れずにひいてしまう事例はないのですが、右側から来た人の発見が遅れて、ぎりぎり渡れないところでひいてしまうことが多いようです。

このことから高齢者には、自分では渡れると思っても身体機能の低下によって渡りきれない可能性があることを認識してもらう必要があると考えています。

また、横断歩道を渡っていてもはねられる事例があるので、そこについては、今警察では「歩行者ファースト」を呼びかけていまして、それはマナーではなくルールであることを周知しています。

#### 加藤鉦一委員（分科員）

おっしゃることは分かりました。身体機能の低下は確かにそういうことだと思いますが、ただ毎年、高齢者の占める割合が上がっているのです、このままいくともう90%を超えてしまうのではないかと心

配しています。

ですから、交通安全教育の中でそうした視点を持ってしっかりと啓発していく必要があると思いますので、是非よろしく願いいたします。

#### 宇佐見康人委員（分科員）

飲食店の認証制度（新型コロナウイルス感染防止対策飲食店認証事業）について何点かお聞かせください。

まず、当日提出資料には確認数が58件で、認証施設が31件とありますが、その差の二十数件はどのような理由で認証を受けられなかったのでしょうか。

#### 生活環境部参事（兼）生活衛生課長

認証を受けられないということではなく、保留の状況です。その一番大きな理由は、認証に必要な資材——例えば手洗い設備の蛇口や水栓、アクリル板などの資材の入荷を待っている状況です。

#### 宇佐見康人委員（分科員）

飲食店経営者から聞いた話なのですが、認証を得るためにトイレを水洗化しなければならず、必要資材を発注したところ、納品は3か月後だと言われたそうで、ではその3か月間は認証を受けられないのかという問合せがあったのですが、やはりそれだと認証は受けられないのでしょうか。

#### 生活環境部参事（兼）生活衛生課長

そのとおりです。

#### 宇佐見康人委員（分科員）

全ての項目で通らないと認証を受けられないことは分かるのですが、資材の面や、あとはこの部分だけ整えばオーケーだということに関しては、もう少し柔軟な対応をしてもよいのではと感じるのですが、どうでしょうか。

#### 生活環境部参事（兼）生活衛生課長

委員御指摘の点は私どもも理解できますし、それを踏まえたうえで対応していますが、やはりこの事業は、感染防止対策を強化するという目的があり、そのために30項目の基準を厳選したわけですので、やはり基準をクリアする前に認証を与えることは、今のところは考えておりません。

ただ、飲食店の努力については重々承知していますので、その辺りは必要な資材が入り次第——施設確認まで待たせるのではなく、例えば写真や映像等で確認ができれば、すぐ認証の手続に入るようにしていますので、

御理解いただければと思います。

#### 宇佐見康人委員（分科員）

今回の認証制度は、そもそも安全を担保するものではなくて、これを幾らやったところで感染するときには感染してしまうのです。

一番大事なものは、これに全く興味を示さず、「や

っても意味がないや。」とと思っている店——最近多いのは、もともと30項目全て満たすことはできないし、お金もないからと最初から諦めて、パーティションすら置いていない、消毒液も置かないという店が一定数あるようです。そういう店がエリアで1軒、2軒あって、仮にそういう店から感染者が出てしまえば、エリア全体が感染地域扱いされてしまう危険性が高いので、感染対策を気にしていない店や、はなからやる気がないような店に対してもしっかりと働きかけていかないと、結局意味がないと強く感じます。そこら辺の認識はどうなのでしょう。

#### **生活環境部参事（兼）生活衛生課長**

委員御指摘のとおり、やはりスタート時点では、どうせ駄目だというお考えの方も多くいらっしゃることは聞いておりましたので、私どもとしては関係団体等からヒアリングをして、皆さんが実際どうお考えなのかを随分聞き取りました。その中で、最近幾つか認証を取得した店が身近に出てきた中で、「じゃ、うちもやってみようか。」という声も頂いていますので、今委員から御指摘がありましたように、初めから駄目だと考えず、まずは取り組んでもらえるように、今後私どもも積極的に周知しますし、委託業者が決まりましたら、まず一番にPRに力を入れまして、誤った理解をされている方もいるようですので、そういうところをアピールしてまいりたいと考えています。

#### **宇佐見康人委員（分科員）**

7月中旬くらいから委託でスタートすると思いますが、目標は2,000店舗だったと思いますが、2,000店舗の達成時期の目標はありますか。

#### **生活環境部参事（兼）生活衛生課長**

今年度いっぱいのお事業ですので、最終的に2,000店舗を達成するようにと考えています。

#### **宇佐見康人委員（分科員）**

委託事業なのですが、万が一、目標が未達成の場合は、委託料に関わってくるものなのでしょうか。

#### **生活環境部参事（兼）生活衛生課長**

契約上、今の御指摘は否定しませんが、私どもの事業の進め方、委託業者とのやり方については、1件でも多く認証に向かわせることで進めたいと考えています。

#### **宇佐見康人委員（分科員）**

提出された案件以外の所管事項ですが、皆瀬川の件で少し伺います。毎年アユが放流されていて、雨が降ったときにダムから水を出すと、ダムにたまった泥が川に流れてアユの餌場となるところに泥がたまってしまい、水質が非常に悪化するという相談を受けました。川の水質管理に取り組まれているとは思いますが、もう少し何か丁寧な方策等は考えられないのでしょうか。

#### **生活環境部参事（兼）環境管理課長**

ダムから放水するときに泥分も出るのだと思いますが——環境管理課では水質調査をしています、その辺の影響についてはなかなか分からない状況です。基本的に皆瀬ダムの管理をしているのは国土交通省なので、そちらに時期的なものの配慮等をお願いすることになると思います。

#### **宇佐見康人委員（分科員）**

せっかくアユを放流しても、餌場が潰れてしまったり、餌場が少なくなってしまうたら放流した意味が低くなってしまうと地元の漁師たちも悩んでいますので、是非親身になって相談に乗っていただければと思います。

#### **委員長（会長）**

ほかにありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

#### **委員長（会長）**

以上で、生活環境部関係の所管事項に関する質疑を終了します。

本日はこれをもって散会し、7月5日、月曜日、予算特別委員会終了後に委員会を開き、討論・採決を行います。

散会します。

午前11時43分 散会

令和3年7月5日（月曜日）

本日の会議案件

1 議案第143号

秋田県救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

2 議案第144号

秋田県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

3 議案第145号

秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

4 議案第146号

秋田県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

5 議案第147号

秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

6 議案第148号

秋田県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

7 議案第149号

秋田県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

8 議案第150号

秋田県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

9 議案第151号

秋田県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

10 議案第152号

秋田県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

11 議案第153号

秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

12 議案第154号

秋田県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例案

（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

13 議案第155号

秋田県自転車等の安全で適正な利用の促進に関する条例案

（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

14 所管事項調査の継続

（継続決定）

本日の出席状況

出席委員

委員長	吉方清彦
副委員長	宇佐見康人
委員	小松隆明
委員	加藤鉦一
委員	竹下博英
委員	土谷勝悦
委員	薄井司

書記

議会事務局議事課（政務調査課兼任）

	山崎裕介
議会事務局政務調査課	高橋健
健康福祉部福祉政策課	長澤明子
生活環境部県民生活課	高橋和也

会議の概要

午後1時30分 開議

出席委員

委員長	吉方清彦
副委員長	宇佐見康人
委員	小松隆明
委員	加藤鉦一
委員	竹下博英
委員	土谷勝悦
委員	薄井司

説明者

健康福祉部長	佐々木 薫
健康福祉部健康医療技監	
	伊藤香葉
健康福祉部次長	伊藤 淳一
健康福祉部次長	佐藤 徳雄
健康福祉部参事（兼） 保健・疾病対策課長	三浦 敦子
福祉政策課長	石川 修
生活環境部長	柳田 高人

生活環境部次長	長 嶋 直 哉
生活環境部次長	川 村 之 聡
生活環境部参事	持 主 美 彦
生活環境部参事（兼）環境管理課長	
	古 井 正 隆
生活環境部参事（兼）生活衛生課長	
	庄 司 浩 久
県民生活課長	齋 藤 秀 樹

### 委員長

ただいまから、本日の委員会を開きます。

初めに、各委員からの発言通告がありませんので、付託議案に関する質疑は終局したものと認めます。

それでは、付託議案について討論・採決を行います。

議案第143号、議案第144号、議案第145号、議案第146号、議案第147号、議案第148号、議案第149号、議案愛150号、議案第151号、議案第152号、議案第153号、議案第154号及び議案第155号、以上13件を一括議題とします。

まず、討論を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

### 委員長

討論は、ないものと認めます。

採決します。

議案第143号ほか12件は、原案のとおり可決すべきものと決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

### 委員長

御異議ないものと認めます。

議案第143号ほか12件は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、所管事項について、閉会中においても調査を継続することとして御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

### 委員長

御異議ないものと認めます。

よって、所管事項については、閉会中においても調査を継続することと決定されました。この旨、議長に申し出ることとします。

以上をもちまして、当委員会に付託されました案件の審査は、全て終了しました。

本日の委員会を終了します。

閉会します。

午後1時32分 閉会